

江東区契約にかかる不正行為等防止検討報告書

【資料編】

令和5年5月

江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会

目 次

・ 江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会設置要綱	1
・ 江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会のこれまでの取組	3
・ 契約にかかる不正行為等防止のためのアンケート結果	5
・ 課題検討シート	15
・ 会議概要	71

○江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会設置要綱

令和4年8月22日

4江総総第1256号

(設置)

第1条 本区発注の業務委託契約に関する秘密事項を漏らすよう区職員に働きかけたとして、区議会議員があっせん収賄容疑により逮捕・起訴されたことを受け、二度とこのような事件を起こさないよう、課題の抽出と具体的な再発防止策を検討するため、江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 業務委託契約に関すること。
- (2) 職員の倫理向上に関すること。
- (3) 議員等利害関係者との関わり方に関すること。
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部を担任する副区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務部を担任する副区長以外の副区長及び教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、委員会の会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部総務課、職員課及び経理課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

別表（第3条関係）

政策経営部長、総務部長、政策経営部行政管理担当課長、総務部総務課長、総務部職員課長、総務部経理課長

江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会のこれまでの取組

1 現状の把握

【事件の概要】

○本区区議会議員が事業者から、本区発注の業務委託契約の指名業者数及び指名業者名を区職員より聞き出すよう請託を受け、区職員に働きかけて秘密情報を入手し賄賂を収受した容疑により、令和4年7月30日に逮捕、同年8月19日に起訴された。

【管理職アンケート実施結果】

実施日 令和4年9月6日～9月12日
対象者 区管理職92人
調査方法 無記名アンケート方式

議員との関わり方について

(概ね直近3年以内)

○契約に関する秘密情報の提供依頼・要請の有無

・ある	10人
・ない	82人

○契約に関すること以外の威圧的な働きかけや不当な要請の有無

・ある	21人
・ない	71人

再発防止について

○契約に関する秘密情報の漏洩を防止するために必要な対策(複数回答可)

・利害関係者への対応基準の作成	72人
・コンプラ研修、不当要求等対応研修の拡充	48人
・職員が相談しやすい仕組みの構築	37人
・要望・申し出等の記録公開制度	34人

職員倫理について

○職員倫理についての課題(複数回答可)

・法令や職務上のルールに対する確認・理解不足	63人
・SNS・ネット利用時の適切な情報発信	30人
・職場内の情報共有・コミュニケーション	25人

【自由意見】

- ・威圧的な働きかけや不当な要請から職員を守る姿勢を区として示すべき。
- ・利害関係者への明確な対応基準や禁止事項を作成・公表すべき。
- ・威圧的な働きかけ等を受けた場合に、すぐに相談できる機関や制度を設けることで組織的な対応を可能とする。

2 課題の整理

【取組への考え方】

現行の業務委託契約における課題や管理職アンケート調査の結果から、再発防止のために「契約制度の見直し」「職員の倫理向上」「議員・利害関係者との関わり方」の3つの視点について検討していくこととなった。

1 契約制度の見直し

委託を含む物品の契約については、入札方式や業者の選定方法等が、議員・利害関係者から区への働きかけの誘因となり得る仕組みとなっている。また、区民や業者、第三者が入札・契約の公正性をチェックすることができない。

➡ **入札方式等を見直し、令和5年度準備契約より実施**

2 職員の倫理向上

現在実施している集合型研修では研修頻度が少なく、公務員倫理の醸成、定着に課題がある。また、内容が広範囲に渡るため、非違行為等に焦点をあてた研修が難しい。現行の契約研修は秘密情報や情報漏洩のリスクについて詳細な内容となっていない。

➡ **研修方法の見直しを検討**

3 議員・利害関係者との関わり方

議員や業者等の利害関係者との関わり方に関する対応基準がない。不当な要求を受けた際に職員が相談する窓口や組織的体制が確立されていない。

➡ **不正防止のための一定の基準が必要**

議員との関わり方については区議会事務局と調整し基準を検討していく必要がある。

3 再発防止に向けた取組

1 契約制度の見直し

- ◆ 業務委託契約の一部に希望型指名競争入札を導入
- ◆ 希望型指名競争入札案件の一部について予定価格を公表
- ◆ 指名業者数や選定にあたっての判断事項を明文化した基準を策定・公表
- ◆ 入札や契約の運用状況について確認や検証を行う第三者機関(入札監視委員会)を設置

2 職員の倫理向上

- ◆ 集合型公務員倫理研修を非違行為に特化した内容とし、職層に合わせた具体的事例を用いた研修に再構築
- ◆ 職場ごとにコンプライアンス・マニュアルを作成
- ◆ 公正取引委員会講師による官製談合防止法研修
- ◆ eラーニングによる公務員倫理研修の実施
- ◆ 契約にかかる秘密事項など、契約制度の周知

3 議員・利害関係者との関わり方

- ◆ 一定の公職にある者等(議員など)から不正な働きかけ等を受けたときの取扱規程を整備(記録の作成を含む)
- ◆ 利害関係者(事業者など)との接触に関する指針を策定
- ◆ 不正な働きかけ等を受けたときに管理職が相談できる窓口を設置

契約にかかる不正行為等防止のためのアンケート 結果

1 調査概要

(1) 調査目的

区議会議員のあっせん収賄事件を受け、日ごろ議会や業者等との対応を行っている管理職の職務の実態や課題に対する認識を把握し、今後の契約等に係る不正行為防止対策の検討・実施に活かすため。

(2) 調査期間

令和4年9月6日（火）～9月12日（月）

(3) 調査対象者

部課長級職員 92人（公社・他団体への派遣職員等を除く）

(4) 調査方法

無記名式アンケート方式

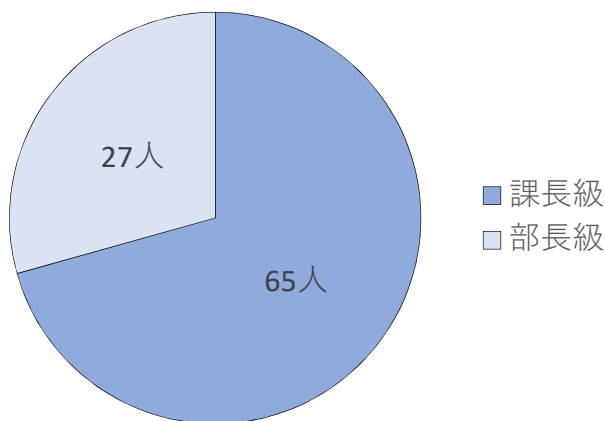
(5) 回答率

100.0%

2 調査結果

(1) 回答者の属性

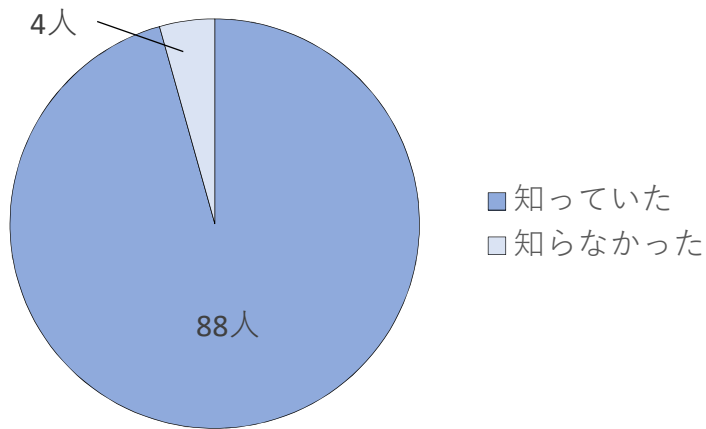
○ 回答者の職級



・ 職級の内訳は、課長級が70.7%、部長級が29.3%となっている。

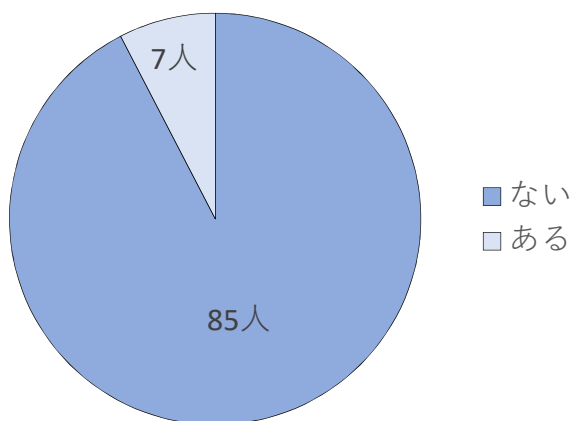
(2) 事件について

○ 指名業者数や指名業者名を入札前に外部に漏らすことが、法令に違反することを知っていたか



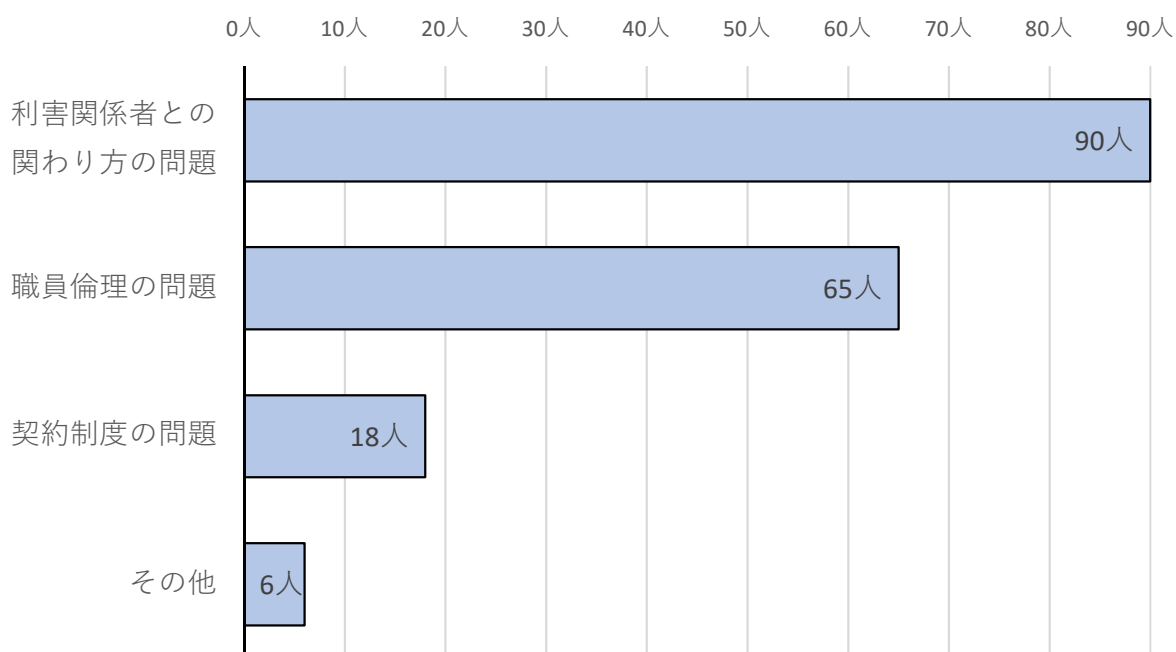
- ・ 指名業者数や指名業者名が入札前には秘密事項であることを、95.7%が「知っていた」と回答したが、「知らなかった」との回答も4.3%あった。
- ・ なお、業務上、指名業者数や指名業者名を事前に知り得るのは、契約担当課のごく限られた職員のみである。

○ 契約に関する秘密情報が、入札前に外部に漏れていると感じた（または噂として聞いた）ことがあるか



- ・ 指名業者や予定価格等の秘密情報が洩れていると感じたことがあるかについて、92.4%が「ない」と回答したが、「ある」と感じたとの回答も7.6%あった。

○ 区職員による契約に関する秘密情報の漏洩について、どのように捉えているか
(複数回答)

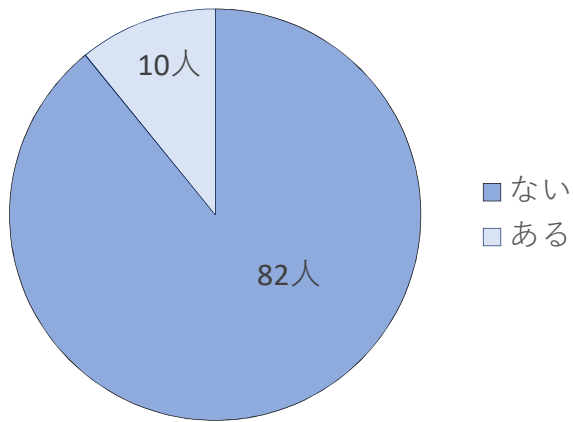


- ・「利害関係者（議員・業者等）との関わり方の問題」が97.8%と最も多く、次に「職員倫理の問題」（70.7%）、「契約制度の問題」（19.6%）の順となっている。
- ・「その他」としては、「不当な要求から職員を守る相談体制」、「情報開示の基準が不明」等が挙げられている。

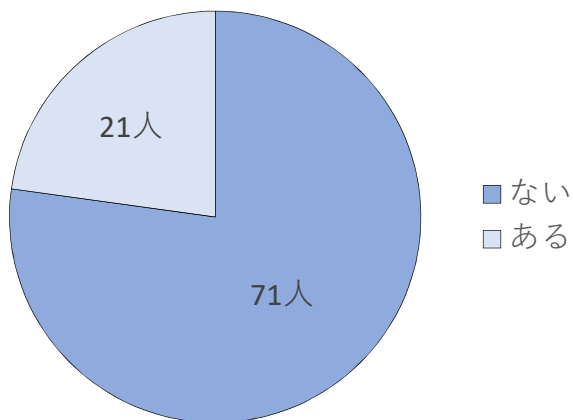
(3) 利害関係者との関わり方について ※概ね直近3年間について回答

<議員>

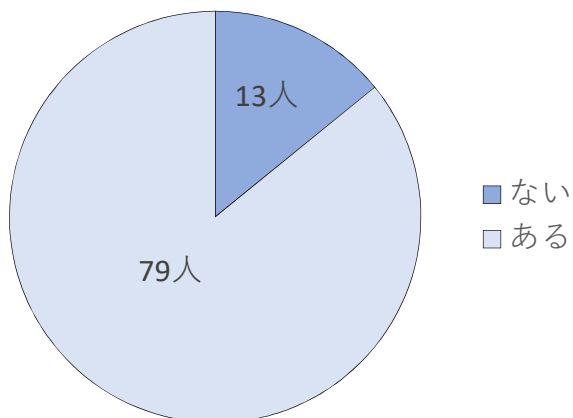
○ 契約に関する秘密情報の提供依頼や要請があったか



○ 契約に関すること以外の威圧的な働きかけや不当な要請があったか



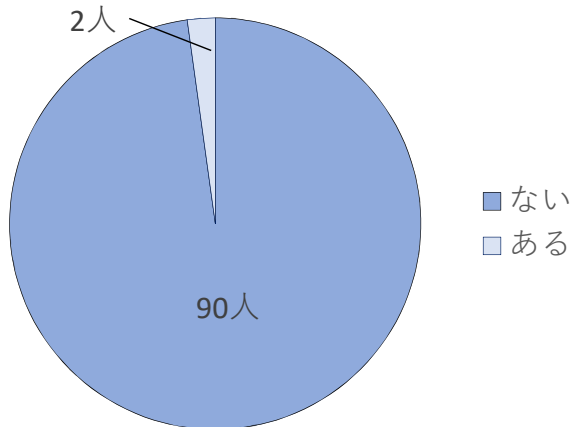
○ 不当ではない働きかけや誘いがあったか



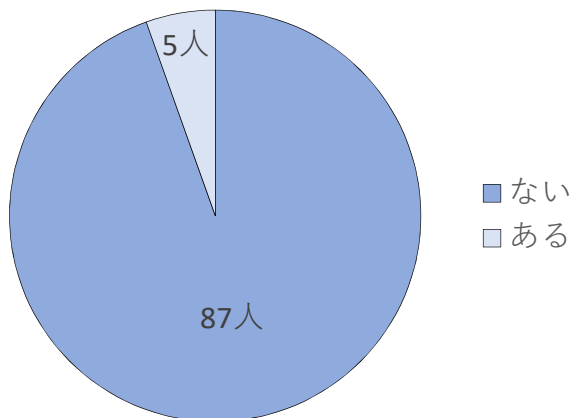
・不当ではない働きかけ等の内容は、「新聞や書籍の購入」が70人(76.1%)、「業者の紹介」が43人(46.7%)(*複数回答)の順で多くなっている。

<業者・業界団体>

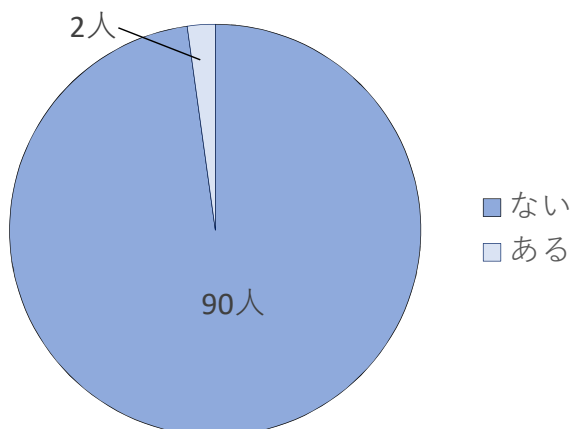
○ 契約に関する秘密情報の提供依頼や要請があったか



○ 契約に関すること以外の威圧的な働きかけや不当な要請があったか



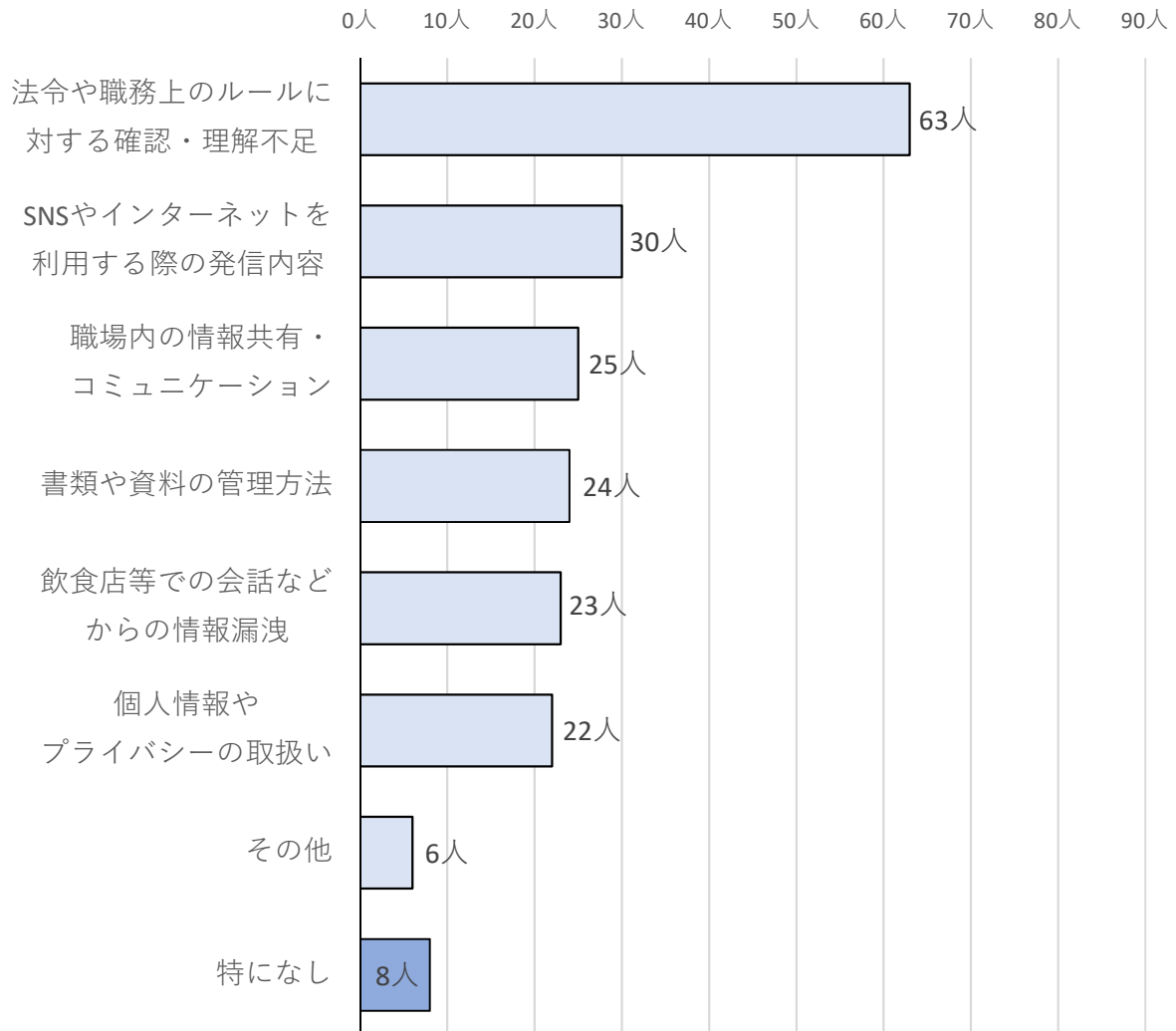
○ 不当ではない働きかけや誘いがあったか



・いずれの質問においても、働きかけや要請を受けたことが「ない」との回答が大半を占めた。

(4) 職員倫理について

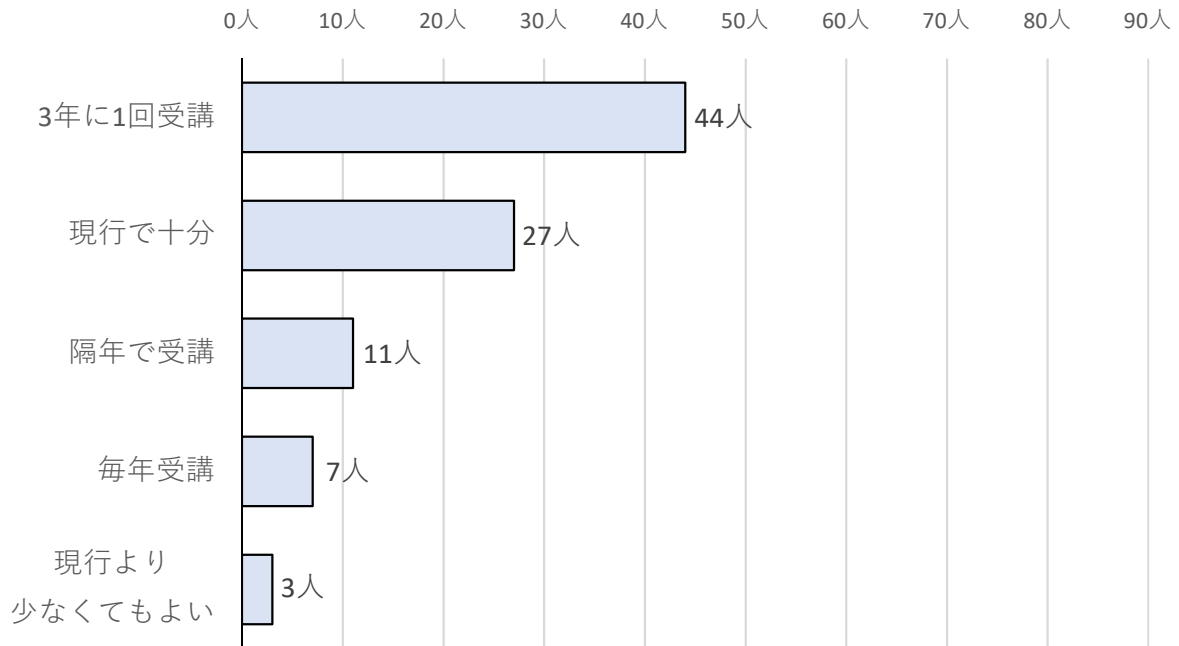
○ 職員倫理についての課題（複数回答）



- ・「法令や職務上のルールに対する確認・理解不足」が68.5%と最も多く、次いで「職員が SNS やインターネットを利用する際の発信内容」が32.6%となっている。
- ・「その他」として、「不当圧力を受けた職員を孤立させない職場風土」、「断る勇気」などが挙げられている。

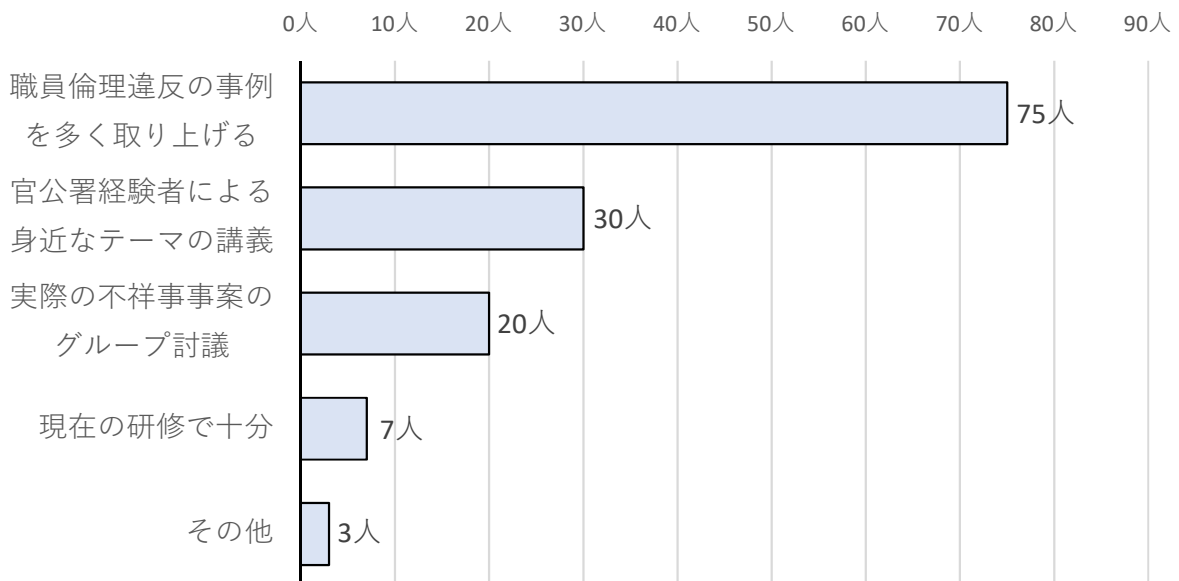
○ 公務員倫理に関する研修の頻度

(現行は全職員を対象に7～8年で一巡する形式)



・「3年に1回受講した方がよい」との回答が47.8%と最多である一方で、29.3%が「現行（7～8年に1回）で十分だと思う」と回答している。

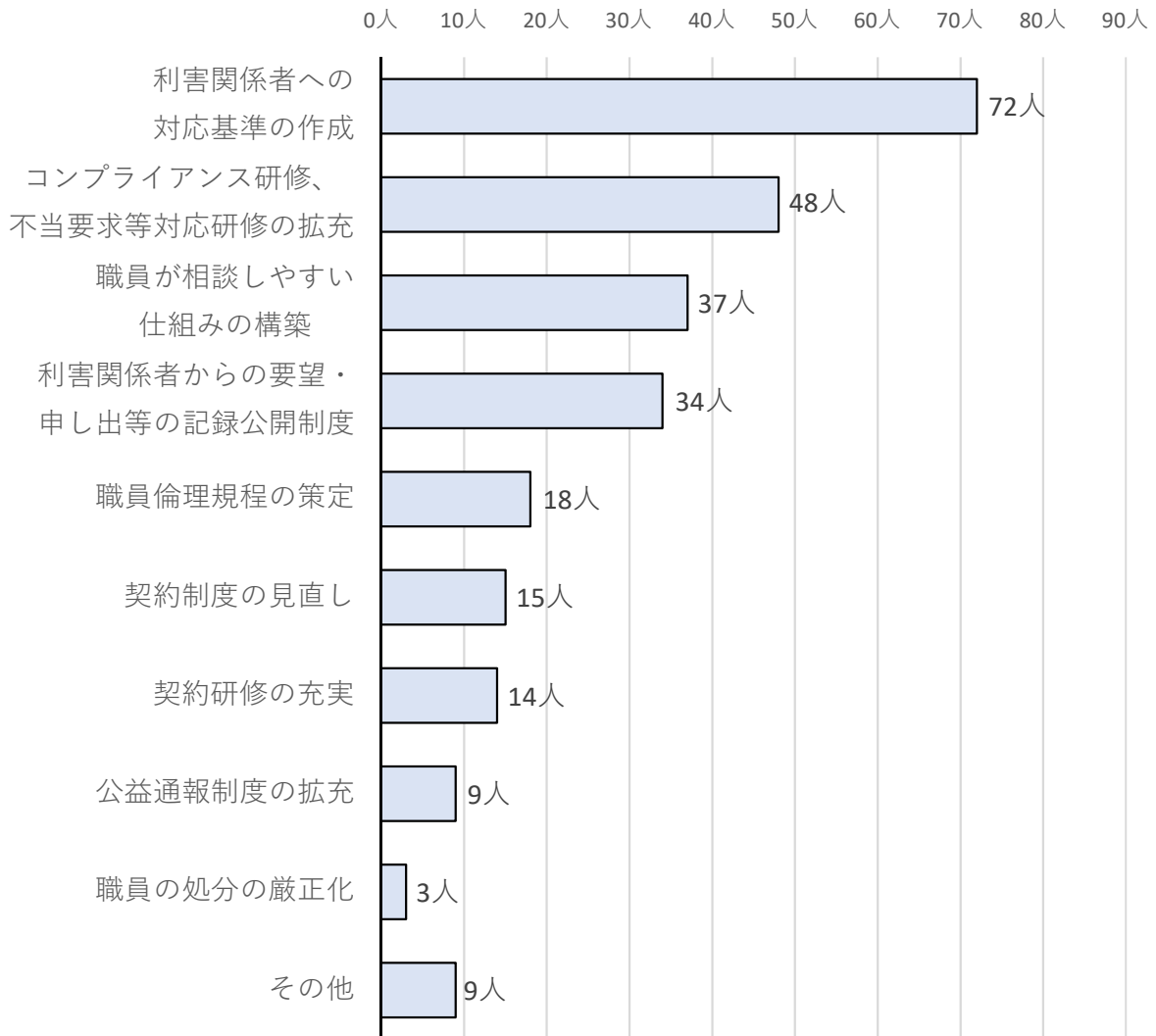
○ 公務員倫理に関する研修について、充実すべき内容（複数回答）



・「職員倫理違反の事例を多く取り上げる」が81.5%、「官公署経験者を講師とし、身近なテーマを取り上げる」が32.6%と多くなっている。

(5)再発防止について

○ 区職員による契約に関する秘密情報の漏洩を防止するために、必要な対策
(3つ選択)



- ・「利害関係者への対応基準の作成」が 78.3%、「コンプライアンス研修、不当要求等対応研修の拡充」が 52.2%、「職員が相談しやすい仕組みの構築」が 40.2%と上位になっている。
- ・「その他」として、「引継書に職務上の注意点を明記する」、「窓口を一元化し全庁で共有する」、「内部統制部門の設置」などが挙げられている。

(6) その他

<契約制度に関すること> 3件

○主な意見

- ・契約手続きの段階ごとに、情報の公表可否を整理した資料などがあるとよい。
- ・契約制度については行ってはいけないことを新たに追加する程度の見直しでよい。

<職員倫理に関すること> 3件

○主な意見

- ・「何が」「なぜ」禁止されており、どのような影響があるのか、具体例を通して理解し、日常的に振り返りを行う必要がある。
- ・コンプライアンス研修を倫理研修に組み込み、5年に1度実施する。

<利害関係者との関わり方に関すること> 19件

○主な意見

- ・現行の議員対応の仕方や関係性が続くと、再度このような事件が発生するおそれがある。
- ・威圧的な働きかけや不当な要請から職員を守る姿勢を区として示すべきである。
- ・職員個人の倫理観や判断に委ねるだけでなく、利害関係者への明確な対応基準や禁止事項を作成し、公表すべきである。
- ・威圧的な働きかけ等を受けた場合にすぐに相談ができる機関や制度を設けることで、孤立することなく組織的な対応を可能とする。
- ・利害関係者からの要望事項等を記録し、公表する制度が必要である。
- ・上司・部下を含めた職員同士のコミュニケーションを密にし、一人で抱え込まないようすべきである。
- ・管理職昇任者が議会対応についてレクチャーを受ける機会を設けるとよい。

<その他> 7件

○主な意見

- ・今回の事件の具体的な事実関係が明らかとなっていないため、本アンケートへの回答は困難である。
- ・事前に伝えた情報を区からの公表前に掲載されるなど、議員のSNS発信事例が増えてきたと感じる。
- ・同じ不祥事を繰り返さないためには、今回の事案を形に残し、オープンに話ることができるかがポイントである。

課題検討シート

項目

1 - (1) 入札方式の見直し

所管課

総務部経理課

現状

・業務委託を含む物品の契約は、原則として指名競争入札（区が入札参加資格のある者から選んだ業者を指名し、入札を行う方式）で業者を決定している。

<令和3年度実績>

区 分	件 数
物品の契約	2,037件
（うち業務委託契約）	1,622件
（うち清掃・建物管理業務委託）	30件
（うち道路・公園管理業務委託）	81件

・工事請負契約については、予定価格に応じて制限付き一般競争入札や希望型（公募型）指名競争入札が導入されており、一定の資格や基準を満たした業者が、入札への参加を申し込むことができるようになっている。

課題

・区が任意で入札参加業者を指名するため、特定の業者を指名すること、または指名から除外することについて、利害関係者から区への働きかけの誘因となり得る仕組みとなっている。

他自治体の状況

23区調査（★：江東区）

<物品契約で導入している入札方式>

※複数回答

江東区は指名競争入札のみだが、複数の方式を採用している区もある

- ・一般競争入札 17区
- ・希望型指名競争入札 13区
- ・指名競争入札 22区 ★
- ・その他（総合評価など） 7区

<清掃・建物管理の公募> 14区

<道路・公園管理の公募> 13区

再発防止に向けた取組

○ 業務委託契約の一部に希望型指名競争入札（※）を導入

※ 業務の概要や対象ランク等の条件を示して入札参加業者を公募し、原則として申込者の中から入札参加者を指名する方式

<対象>

- ・清掃・建物管理業務委託（建物清掃、施設管理）
- ・道路・公園管理業務委託（道路・公園清掃、庭園・緑地管理）

<公募条件>

- ・区内に本店・支店のある業者
- ・予定価格の規模等に応じてランクを設定
- ・申込上限・受注制限、グループ（グループ内1案件のみ申込可）を必要に応じて設定

<その他>

- ・指名業者は「指名業者選定委員会」で決定（→1 - (3) 指名委員会の設置）
- ・対象の拡大については、令和5年度以降「入札・契約制度改善検討委員会」で検討

実施時期

令和4年12月（令和5年度準備契約から）

江東区希望型指名競争入札実施要綱

令和5年1月19日

4江総経第2637号

(目的)

第1条 この要綱は、江東区（以下「区」という。）が発注する契約のうち一定の要件に該当するものについて事前に公表するとともに、当該契約の入札に参加するために必要な資格要件（以下「入札参加資格要件」という。）を満たしている者の競争入札への参加の意向を尊重した指名を行う指名競争入札（以下「希望型指名競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、指名競争入札の透明性、競争性及び公平性を確保することを目的とする。

(対象案件)

第2条 希望型指名競争入札の対象となる契約（以下「対象案件」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、特に緊急を要するものその他区長が不適当と認めるものは、この限りでない。

- (1) 予定価格が1,000万円以上の工事の設計、調査及び測量に係る委託契約
 - (2) 建物清掃業務、施設管理業務、道路公園清掃業務及び庭園緑地管理業務の委託契約
- 2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、希望型指名競争入札の対象とすることができる。

(公表)

第3条 対象案件の公表は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 江東区公告式条例（昭和29年12月江東区条例第7号）第2条第2項に規定する門前掲示場への掲示
- (2) 江東区契約事務規則（昭和39年3月江東区規則第11号。以下「規則」という。）第2条第7号に規定する電子調達サービスへの登録
- (3) 区のホームページへの掲載

2 前項の規定による公表の期間は、公表された日から6日間（日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定

する休日を含む。)を除く。)とする。

- 3 第1項の規定による公表の内容は、対象案件の件名、業務概要、対象業種、履行期間、入札参加資格要件、入札参加申込期間、入札日時、入札方法その他必要な事項とする。

(入札参加資格要件)

第4条 希望型指名競争入札に参加を希望することができる者は、次に掲げる入札参加資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 対象案件ごとに区が定める資格を有すること。
- (2) 規則第35条に規定する指名業者登録名簿に登載されていること。
- (3) 引き続き1年以上その営業を営んでいること（売却及び貸付に関する契約を除く。）。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成28年3月31日27江総経第3281号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下でないこと。

(入札参加申請)

第5条 対象案件の入札に参加を希望する者（以下「申請者」という。）は、第3条第1項の規定により公表された内容を確認の上、区へ申請しなければならない。

(審査)

第6条 契約担当者（規則第2条第5号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、前条の規定による申請があったときは、第4条各号に規定する入札参加資格要件を審査の上、次の各号に掲げる対象案件に応じ、当該各号に定める事項を確認し、指名の結果を申請者に通知する。

- (1) 第2条第1項第1号に規定する対象案件 江東区工事請負（指名）競争入札参加者指名基準（昭和57年3月31日指名業者選定委員会決定）第2条各号に規定する事項
- (2) 第2条第1項第2号に規定する対象案件 江東区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準（令和5年1月18日4江総経第2626号。以下「物品買入れ等指名基準」という。）第2条各号に規定する事項

- 2 契約担当者は、対象案件に対する指名業者数が4者に達しないときは、4者以上となるまで、別に指名業者を指名することができる。ただし、同時期に同一業種での契約が重なっている等、対象案件に係る適格性を有する者の数に限りがある場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定は、前項の規定による指名について準用する。
- 4 第1項及び第2項の規定による指名に係る指名業者数については、物品買入れ等指名基準別表の規定は適用しないものとする。

(特例)

第7条 緊急を要する場合その他特別な取扱いを必要とする案件については、この要綱の規定を適用しないことができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

江東区公表、公募方式指名要綱（昭和47年11月20日）は、廃止する。

課題検討シート

項目

1 - (2) 指名基準の策定

所管課

総務部経理課

現状

< 案件ごとの指名業者数 >

- ・業務委託を含む物品の契約については、予定価格の規模に応じた指名業者数の基準が契約係の内規として存在するが、公表はされていない。
- ・清掃・建物管理業務委託等については、内規で設定している予定価格の規模を大きく超える案件が大半であることから、予定価格の規模や前回入札の指名業者数、その年の準備契約の案件数等を踏まえて、別途、指名業者数を決定している。

< 指名業者の選定基準 >

- ・仕様の内容に基づき、一定のランクの事業者の中から、以下の判断事項を踏まえて指名業者を決定している。

- ① 経営及び信用状況
- ② 登録種目 (ランクや関連種目の登録状況)
- ③ 契約実績 (他官公庁・民間を含む)
- ④ 過去の応札実績
- ⑤ 過去の履行成績
- ⑥ 本店・支店所在地 (実態調査の結果を含む)
- ⑦ 業者の指名意向・履行可能性 (営業活動等)
- ⑧ 加入組合・関係会社の状況

課題

- ・指名業者数や選定にあたっての判断事項を明文化した基準が無いため、恣意的に選定が行われているとの誤解を生じるおそれがある。
- ・指名業者数を増減することや、本来の判断事項に基づかない指名を行うことについて、利害関係者から区への働きかけの誘因となり得る仕組みとなっている。
- ・指名を希望する業者名を、議員から担当課長に伝えられるケースがある。

他自治体の状況

23区調査 (★: 江東区)

< 業者選定の基準 >

- ・要綱や運用基準がある 17区
- ・ " ない 6区 ★

(基準の公表)

- 行っている 16区
- 行っていない 1区

再発防止に向けた取組

○指名業者数や選定にあたっての判断事項を明文化した基準を策定し公表

【物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準】

< 内容 >

- ・指名の判断事項 (経営及び信用の状況、区における指名実績及び受注の状況等)
- ・指名方法 (区内本支店、中小企業者、前回の契約受注者を優先して指名できる)
- ・指名の制限 (指名停止等の措置を受けている者、履行状況不良など)
- ・指名業者数 (予定価格に応じて増減)

< 公表の方法 >

- ・区ホームページに掲載
- ・区役所2階情報公開コーナー、経理課窓口に配架

< 運用基準の整備 > 基準の運用について必要な事項を定めた運用基準を別途整備し公表

実施時期

令和4年12月 (令和5年度準備契約から)

江東区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

令和5年1月18日

4江総経第2626号

(目的)

第1条 この基準は、江東区（以下「区」という。）が発注する物品の買入れその他の契約（土木工事、建築工事及び設備工事に係る請負契約並びに工事の設計、調査及び測量に係る委託契約を除く。以下単に「契約」という。）に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名について必要な事項を定め、指名競争入札の厳正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

(指名の判断事項)

第2条 契約担当者（江東区契約事務規則（昭和39年3月江東区規則第11号）第2条第5号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、入札参加者の指名に当たっては、区が発注しようとする契約（以下「発注契約」という。）の種類及び予定価格に応じ、別に定める運用基準に基づき、次に掲げる事項を総合的に考慮の上、適格性を判断するものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 区における指名実績及び受注の状況
- (4) 区における既に発注した契約の履行状況
- (5) 他の官公庁等における契約実績
- (6) 発注契約における地理的条件（営業所の所在地等）
- (7) 発注契約の内容に適した専門性及び技術的適性
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札参加者の指名に当たり考慮すべき事情

(指名方法)

第3条 契約担当者は、発注契約の種類及び予定価格に応じ、指名業者登録名簿（江東区契約事務規則第35条に規定する指名業者登録名簿をいう。以下同じ。）に登載された者のうちから、前条の規定により適格性を有すると判断された者を入札参加者として指名するものとする。

2 契約担当者は、前項の規定により入札参加者を指名する場合は、次の各号

のいずれかに該当する者を他の者に優先して指名することができる。

- (1) 区内に本店（個人にあっては主たる事業所をいう。以下同じ。）を置き営業する者又は区内の支店等を代理人所在地として指名業者登録名簿に登録している者
 - (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - (3) 発注契約が前回の契約と関連する場合にあっては、前回の契約を受注した者（前回の契約の履行状況が良好でない者を除く。）
 - (4) 発注契約と同種及び同規模の履行実績を有する者
 - (5) 発注契約と同種の業務を専業とする者
- 3 前項第1号に該当する者においては、原則として第1順位を区内に本店を置き営業する者とし、第2順位を区内の支店等を代理人所在地として登録している者とする。

（指名の制限）

第4条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する者を指名することができない。

- (1) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成28年3月31日27江総経第3281号）に基づく指名停止等の措置を受けている者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある者
- (3) 引き続き1年以上その営業を営んでいない者
- (4) 経営状況が著しく不健全である者
- (5) 発注契約の履行に当たって、法令上必要とされる官公署等の許可又は認可を受けていない者
- (6) 契約書に基づく契約の履行状況が良好でないと認められる者
- (7) 発注契約の履行に当たって、必要とする特殊な技術又は設備を有しない者
- (8) 区を相手方として発注契約と同種の契約を締結している者で、その履行が完了していないために、当該発注契約が不履行となるおそれがあると認められる者

(9) 同一の発注契約において、事業協同組合を指名した場合の当該事業協同組合の組合員

(10) 前各号に掲げる者のほか、第2条各号に規定する事項を確認した結果、指名することが不適切と認められる者

(指名業者数)

第5条 指名業者数は、別表のとおりとする。ただし、契約担当者が発注契約の性質又は目的等を勘案し、これにより難しいと認めるときは、指名業者数を変更することができる。

(指名の特例)

第6条 契約担当者は、仕様が特殊である等特別な事情がある発注契約に係る指名については、この基準の規定を適用しないことができる。

別表（第5条関係）

予定価格	指名業者数
2,000万円以上	10者以上
1,000万円以上2,000万円未満	8者以上
700万円以上1,000万円未満	7者以上
400万円以上700万円未満	6者以上
130万円以上400万円未満	5者以上
130万円未満	4者以上

江東区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準の運用基準

令和5年1月20日

4江総経第2641号

(趣旨)

第1条 この基準は、江東区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準（令和5年1月18日4江総経第2626号。以下「指名基準」という。）第2条の規定に基づき、その運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語は、指名基準において使用する用語の例による。

(指名方法)

第3条 指名基準第2条各号に掲げる事項を考慮するに当たっては、電子調達サービス（江東区契約事務規則（昭和39年3月江東区規則第11号）第2条第7号に規定する電子調達サービスをいう。以下同じ。）に登録された内容をはじめとする資料を確認するものとし、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 経営及び信用の状況

ア 電子調達サービスに登録されている財務状況、日刊紙、業界紙、情報紙等の情報から、経営状況が悪化していると認められる業者については、指名を控える。

イ 適正な競争のため、入札参加者同士の経営規模等も考慮する。

(2) 不誠実な行為の有無

特別な理由がなく、契約手続に関する書類の提出が遅延し、又は提出がされない場合は、必要に応じて指名回数を減らす。

(3) 区における指名実績及び受注の状況

ア 入札参加者の経営規模、経営状況、技術力等が同等である場合は、入札参加者間の指名回数が公平になるよう考慮する。

イ アの場合において、同時期又は契約を発注する年度中に同一の業種で発注予定が確認できるときは、発注予定の契約案件全体の件数、予定額及び内容を考慮する。

(4) 区における既に発注した契約の履行状況

発注契約と同種の既に発注した契約における履行状況を確認し、契約の履行が不誠実な者又は入札参加者として指名することが不適切と認められる者は、必要に応じて指名回数を減らす。

(5) 他の官公庁等における契約実績

ア 区における契約実績及び公開されている入札結果の情報を参考とし、必要な場合は契約実績が確認できる資料を求めることができる。

イ 優先する契約実績は、区、他の官公庁、民間企業の順とする。

(6) 発注契約における地理的条件（営業所の所在地等）

ア 事業協同組合については、事業協同組合の入札参加資格の登録所在地のほか、区の入札参加資格を有する組合構成員の状況を考慮し、次に掲げる優先順位を設定する。

(ア) 第1順位は、組合構成員の全てが区内に本店を設置し、営業を行う者とする。

(イ) 第2順位は、区内に本店を設置し、営業を行う組合構成員の割合が高い者とする。

(ウ) 第3順位は、区内の支店、支社又は営業所等を代理人所在地として登録している組合構成員の割合が高い者とする。

(エ) 第4順位は、事業組合の本部のみが区内に設置されており、組合構成員の本店又は代理人所在地が区内に存在しない者とする。

イ 遠隔地等で履行が必要な場合は、履行場所における入札参加者の支店設置状況等についても考慮する。

(7) 発注契約の内容に適した専門性及び技術的適性

ア 発注契約の内容及び予定価格から、経営規模、経営状況、登録業種、有資格者の状況、保有機械、資格の状況等、入札参加者の履行能力を勘案して指名する。

イ 中小企業を育成し、及び指名機会を確保するために、専門の入札参加者を優先して指名する。

(指名業者数)

第4条 指名基準第5条ただし書の規定により指名業者数を変更することがで

きる場合は、原則として次に定めるものとする。

(1) 指名業者数を増やす場合

ア 特殊な資格を必要とする仕様、履行開始までの期間が短い等、応札者が少ないことが見込まれる場合

イ 江東区希望型指名競争入札実施要綱（令和5年1月19日4江総経第2637号）第6条第2項の規定に該当する場合

(2) 指名業者数を減じる場合

ア 同時期に同一業種での発注契約が重なっており、指名基準別表に掲げる指名業者数で指名すると発注契約全体での契約が困難と思われる場合

イ 特殊な契約又は特別な事情がある契約で、当該契約の履行が可能な者に限りがある場合

課題検討シート

項目

1 - (3) 指名委員会の設置

所管課

総務部経理課

現状

- ・業務委託を含む物品の契約については、区長または受任者までの決裁により、指名競争入札の参加業者を決定している。

＜業務委託契約の受任者＞

予定価格	受任者
500万円以上1,000万円未満	副区長
100万円以上500万円未満	総務部長
30万円以上100万円未満	経理課長

- ・工事請負契約については、「指名業者選定委員会」を設置し、指名競争入札の参加業者を選定している（おおむね月1回開催）。

＜委員会の構成＞

委員長 副区長（総務部担任）

委員 副区長（総務部担任以外）、総務部長、土木部長、
教育委員会事務局次長、総務部経理課長、工事担当課長、
経理課検査担当係長・契約係長

課題

- ・物品の契約について、工事請負契約と比べ、指名業者の決定経緯や適格性について、透明性や納得性に課題がある。

他自治体の状況

23区調査（★：江東区）

＜物品契約の指名委員会の設置状況＞

- ・設置している 15区
 - ・〃 していない 8区 ★
- （審議対象）※複数回答
- ・予定価格が大きいもの 12区
 - ・清掃・建物管理 2区
 - ・その他（希望型指名等） 2区

再発防止に向けた取組

- 業務委託契約の希望型指名競争入札案件について、入札参加業者を指名委員会において選定

＜審議対象＞（→1 - (1) 入札方式の見直し）

- ・清掃・建物管理業務委託（建物清掃、施設管理）
- ・道路・公園管理業務委託（道路・公園清掃、庭園・緑地管理）

＜委員会の構成＞

「指名業者選定委員会」に物品の契約にかかる入札参加者を選定する場合の委員を追加
委員長：副区長（総務部担任）

委員：副区長（総務部担任以外）、政策経営部長、総務部長、
行政管理担当課長、総務課長、経理課長

＜その他＞

- ・審議対象の拡大については、今回見直しの選定状況等を踏まえて、令和5年度以降「入札・契約制度改善検討委員会」において検討

実施時期

令和4年12月（令和5年度準備契約から）

江東区指名業者選定委員会設置要綱

昭和40年11月30日

江総財発第625号

(設置)

第1条 江東区が発注する契約に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）に関し、厳正かつ公平に優良業者を選定するため、江東区指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。ただし、制限付一般競争入札に係る資格審査委員会（制限付一般競争入札に係る資格審査委員会設置要綱（平成6年4月22日指名業者選定委員会承認）第1条に規定する資格審査委員会をいう。）において審議するものを除く。

- (1) 土木工事、建築工事及び設備工事（以下これらを「工事」という。）に係る請負契約（以下「工事請負契約」という。）並びに工事の設計、調査及び測量に係る委託契約に係る入札参加者の資格、指名基準等の方針に関すること。
- (2) 予定金額が130万円以上1,000万円未満の工事請負契約に係る入札参加者の適格性の判定及び選定に関すること。
- (3) 予定金額が30万円以上の工事の設計、調査及び測量に係る委託契約に係る入札参加者の適格性の判定及び選定に関すること。
- (4) 第1号に掲げる契約を除く契約に係る入札参加者の資格、指名基準等の方針に関すること。
- (5) 江東区希望型指名競争入札実施要綱（令和5年1月19日4江総経第2637号）第2条第1項第2号に規定する委託契約に係る入札参加者の適格性の判定及び選定に関すること。
- (6) 競争入札参加有資格者（江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成28年3月31日27江総経第3281号）第1条に規定する有資格者をいう。以下同じ。）に対する指名停止に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、総務部を担任する副区長をもって充てる。

3 副委員長は、総務部を担任する副区長以外の副区長をもって充てる。

4 委員は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める者をもって充てる。

(1) 前条第1号から第3号までに規定する事項 総務部長、土木部長、教育委員会事務局次長、経理課長、営繕課長、道路課長、河川公園課長、施設保全課長及び学校施設課長

(2) 前条第4号及び第5号に規定する事項 政策経営部長、総務部長、行政管理担当課長、総務課長及び経理課長

(3) 前条第6号に規定する事項 政策経営部長、総務部長、土木部長、教育委員会事務局次長、行政管理担当課長、総務課長、経理課長、営繕課長、道路課長、河川公園課長、施設保全課長及び学校施設課長

(4) 前条第7号に規定する事項 審議する内容に応じ、委員長が必要と認める者

(運営)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(定足数)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(指名業者の選定)

第6条 委員会において入札参加者の適格性の判定及び選定を行う場合は、江東区工事請負（指名）競争入札参加者指名基準（昭和57年3月31日指名業者選定委員会決定）又は江東区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

(令和5年1月18日4江総経第2626号)に定めるところにより行うものとする。

(指名停止)

第7条 委員会において、第2条第6号に規定する競争入札参加有資格者に対する指名停止に関する審議を行う場合は、江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に定めるところにより行うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部経理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に係る経過措置)

2 この要綱による改正後の第3条の規定は、収入役の在職中については、なお従前の例による。この場合において、改正前の江東区指名業者選定委員会要綱第3条中「助役」とあるのは「副区長」とする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

課題検討シート

項目

1 - (4) 予定価格の公表

所管課

総務部経理課

現状

- ・業務委託を含む物品の契約の予定価格・最低制限価格（清掃・建物管理業務委託において設定）については、入札前・入札後ともに非公表としている。
 <非公表としている理由>
 物品の契約は、例年ほぼ同じような仕様であることが多く、予定価格や最低制限価格を公表した場合、次年度の入札参加業者がこれらの価格を容易に類推できてしまうため。
- ・工事請負契約は予定価格3,000万円以上の案件について、入札前に予定価格を公表

課題

・入札後においても落札率が明らかにならないため、区民や業者が入札の公正性等をチェックすることができない。

他自治体の状況

23区調査（★：江東区）
 <予定価格>
 事前公表（全部または一部） 5区
 事後公表（ 〃 ） 3区
 非公表 15区 ★
 <最低制限価格>
 事後公表（一部含む） 3区
 非公表・設定なし 20区 ★

再発防止に向けた取組

○業務委託契約の希望型指名競争入札案件のうち、予定価格が大きいものについて、入札前に予定価格を公表

<事前公表・事後公表のメリット・デメリット>

	メリット	デメリット
入札前公表	<ul style="list-style-type: none"> ○秘密情報を不正に入手しようとする働きかけの防止 ○入札不調の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ○落札価格の高止まり ○談合が比較的容易 ○競争性の低下 ○積算しないで受注することによる品質の低下
入札後公表	<ul style="list-style-type: none"> ○競争性の確保 ○適切な積算に基づく適正価格による品質の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○秘密情報を不正に入手しようとする働きかけのおそれ ○入札不調の発生

<対象>（→1 - (1) 入札方式の見直し）

- ・業務委託契約の希望型指名競争入札案件（清掃・建物管理業務委託、道路・公園管理業務委託）のうち、予定価格が3,000万円以上のもの
 ※ 工事請負契約の公表基準を踏まえて決定

<その他>

- ・最低制限価格については入札前・入札後ともに非公表
- ・実施・検証後、公表の継続可否や対象拡大について検討

実施時期

令和4年12月（令和5年度準備契約から）

江東区が発注する契約に係る入札予定価格の公表取扱要綱

平成10年8月11日

(趣旨)

第1条 この要綱は、江東区が発注する契約に係る競争入札において、予定価格の公表を行う場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(公表する予定価格)

第2条 公表する予定価格は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(公表の時期及び対象)

第3条 入札執行前に予定価格を公表（以下「事前公表」という。）する対象は、次に掲げる契約のうち、予定価格が3,000万円以上のものとする。

- (1) 土木工事、建築工事及び設備工事（以下これらを「工事」という。）に係る請負契約並びに工事の設計、調査及び測量に係る委託契約
- (2) 江東区希望型指名競争入札実施要綱（令和5年1月19日4江総経第2637号）第2条第1項第2号に規定する委託契約及び同条第2項の規定により希望型指名競争入札の対象となった契約

2 入札執行後に予定価格を公表（以下「事後公表」という。）する対象は、前項第1号に規定する契約のうち、予定価格が3,000万円未満のものとする。

(公表の方法)

第4条 予定価格の公表の方法は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前公表する場合 一般競争入札及び希望型指名競争入札にあつては入札公告文に、指名競争入札にあつては指名通知書に記載する。
- (2) 事後公表する場合 入札経過調書に記載する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年9月1日以降に競争入札を行った契約に係る予定価格の公表について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年1月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の江東区が発注する契約に係る入札予定価格の公表取扱要綱第3条の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札の公告又は入札事項の通知を行う契約について適用し、施行日前に入札の公告又は入札事項の通知を行った契約については、なお従前の例による。

課題検討シート

項目

1 - (5) 見積書の徴取方法の見直し

所管課

総務部経理課

現状

- ・ 契約締結請求にあたっては、見積書を1者から徴取すれば足りるとしている。
(予算要求時は複数者としている)

課題

・ 1者程度の見積を参考として支出負担行為何額を決定しているため、見積書を提出した業者から、支出負担行為何額や予定価格を類推される可能性がある。

他自治体の状況

23区調査 (★: 江東区)

<見積徴取の時期>	
① 予算要求時	5区
② 契約依頼前	0区
①・②の両方	16区 ★
規定なし	2区
<見積を徴取する業者数>	
① 予算要求時	
1者	3区
2者以上	10区 ★
3者以上	2区
規定なし	6区
② 契約依頼前	
1者	2区 ★
2者以上	9区
3者以上	3区
規定なし	2区

再発防止に向けた取組

- 複数者からの見積書に基づき支出負担行為何額を積算し、予定価格を決定する方法を検討
(見積徴取の時期、見積を徴取する業者数について予算所管課との調整が必要)

実施時期

令和5年度以降

課題検討シート

項目

1 - (6) データの保管方法の強化

所管課

総務部経理課

現状

- ・入札・契約における秘密事項が記載された紙の書類は、施錠できる書庫等に保管するよう徹底している。
- ・指名業者の選定作業に用いるデータ等については、庁内ファイルサーバの経理課共有フォルダに格納している（管理職を含む経理課職員のみがアクセス可能）。

課題

・経理課共有フォルダのデータについては、入札事務に従事する契約系の職員だけではなく、経理課他系の職員も閲覧できる状態となっている。

他自治体の状況

—

再発防止に向けた取組

- 入札事務に従事する職員のみアクセス可能なフォルダを新設

<取組内容>

庁内ファイルサーバに契約係職員のみがアクセス可能なフォルダを新設し、指名業者の選定作業に用いる選定表など、秘匿性の高いデータは当該フォルダに格納する。

実施時期

令和4年10月

課題検討シート

項目

1 - (7) 談合情報の連絡先の周知

所管課

総務部経理課

現状

- ・談合情報が寄せられた場合、「江東区談合情報対応マニュアル」に基づき、入札参加者の事情聴取や内訳書の確認を行い、法に違反する行為が疑われる場合は、公正取引委員会に通報することとしている。
- ・公正取引委員会にも通報・相談を行える窓口がある。

課題

・談合情報を受け付ける窓口や、情報が寄せられた場合の区の対応について、区民や業者への周知が不足している。

他自治体の状況

23区調査 (★: 江東区)

<通報先等の周知>

行っている	7区
行っていない	16区 ★

<対応マニュアルの有無>

あり	15区 ★
なし	8区

再発防止に向けた取組

○ 区ホームページに連絡先を常時掲載

<ホームページ掲載内容>

- ・通報先
総務部経理課契約係
- ・談合情報への対応
「談合情報対応マニュアル」に沿った事情聴取・通報
- ・不正行為に対する対応
指名停止措置、契約解除及び損害賠償請求
- ・業者に送付する指名通知書にも連絡先を記載

<談合情報対応マニュアル>

- ・国のマニュアル等を踏まえ改定
- ・マニュアルに基づき区が行った調査については、すべて公正取引委員会及び警視庁に通報することを明記

実施時期

令和4年11月29日から (区ホームページに掲載)

談合情報対応マニュアル

第1 通則

1 入札談合に関する情報の把握

(1) 職員は、入札談合に関する情報に接したときは、次に掲げるところにより、可能な限り当該情報の把握に努めるものとする。

① 情報提供者が報道機関に所属する者であるときは、報道活動に支障のない範囲で、情報の出所、情報の対象となっている案件名、落札予定者とされている事業者名等について明らかにするよう要請するものとする。

② 情報提供者が報道機関に所属する者以外の者であるときは、当該情報提供者と現に接触している場合に限り、当該情報提供者自身の職業及び氏名、情報の対象となっている案件名、落札予定者とされている事業者名等について明らかにするよう要請するものとする。

なお、当該情報提供者と現に接触していない場合は、当該情報提供者への接触を可とする公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の決定を受けて接触するものとする。

(2) 入札談合に関する情報に接した職員は、直ちに当該情報があった旨を上司等へ報告するとともに、様式1-1により、委員会の事務局（総務部経理課。以下「事務局」という。）へ報告するものとする。

(3) 新聞等の報道により入札談合に関する情報に接したときも、(2)により対応するものとする。

(4) その他、業務等において入札談合に関する疑義事実を把握した職員は、直ちに上司等へ報告するとともに、様式1-2により、事務局へ報告するものとする。

(5) 事務局は、(2)から(4)により、職員から入札談合に関する情報に係る報告を受けたときは、速やかに委員会を招集し、当該情報に係る報告を行うものとする。

2 公正入札調査委員会による審議等

(1) 入札談合に関する情報に係る審議等

① 委員会は、入札談合に関する情報に係る報告を受けたときは、事情聴取等の調査の要否等について審議するものとする。この場合において、当該情報にその時点においては未だ検証できない内容が含まれるときは、当該内容については、その検証が可能となった後に改めて審議する

ものとする。

- ② 委員会は、入札談合に関する情報の信憑性等を確認するために情報提供者への接触が必要と認めるときは、当該情報提供者が反社会的勢力であるなど特段の支障が見込まれる場合を除き、その旨決定するものとする。
- ③ 委員会は、①の審議の結果、事情聴取等の調査を要すると認めるときは、その旨及び事情聴取項目等の調査内容を決定するものとする。
- ④ 委員会は、①の審議の結果、事情聴取等の調査を要しないと認めるときは、その旨を決定するものとする。

(2) 事情聴取

- ① 委員会は、(1)③により、事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、3(1)①に定める者に事情聴取を行わせるものとする。
- ② 委員会は、あらかじめ事情聴取項目を決定するものとし、事情聴取項目が個別の事案に即した実効的なものとなるよう、常に工夫してこれを作成するものとする。

(3) 工事費内訳書のチェック

委員会は、(1)③により、事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定し、かつ入札前であれば、入札参加者に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書の提出を求め、事務局及び工事担当課に内容を精査させるものとする。

(4) 談合情報の対象となっている案件に係る入札手続等の取扱いに係る審議

- ① 委員会は、(2)及び(3)の結果を総合的に考慮し、入札の執行（一部の入札者の入札を無効とした上で入札を執行する場合を含む。以下同じ。）若しくは入札の取止め、落札者との契約の締結の可否又は契約の解除の可否（以下「入札手続等の取扱い」という。）について審議するものとする。
- ② 委員会は「第2 調査結果を踏まえた入札手続等の取扱い」の規定を踏まえて①の審議を行い、入札手続等の取扱いに係る結論を得るものとする。

(5) 審議の内容に係る記録の作成

- ① 事務局は、様式2により、委員会における審議の内容に係る記録を作成し、審議に用いた資料とともに、委員の確認を受けるものとする。
- ② ①の文書（審議に用いた資料及び工事費内訳書に係る電子データを含む。）は、契約書類の保存期間の間保存しておくものとする。

(6) 入札結果等の通報

委員会で調査を行った案件は、様式3及び様式4により、すべて公正取

引委員会及び警視庁へ通報するものとする。

3 事情聴取の実施方法

(1) 事情聴取の実施者

- ① 事情聴取は、委員会の複数の委員が実施するものとする。なお、必要に応じて補助者を置くことは差し支えない。
- ② 事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するとともに、情報管理を徹底するものとする。

(2) 事情聴取の対象者

- ① 事情聴取は、原則として、区から指名通知・資格通知を受けた者（辞退者を含む）全員に対して行うものとする。なお、委員会が必要と認める場合には、その他の関係者に対しても事情聴取を行うことができる。
- ② ①の事情聴取は、原則として、契約を締結する権限を有する者を相手に実施するものとする。なお、必要に応じ、積算内容等の技術的事項を説明できる者の同席を認めることは差し支えない。

(3) 事情聴取の実施時期

事情聴取は、落札者決定前に談合情報を把握した場合は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日の前に実施するか、又は入札日時の上り下げ若しくは落札者決定の保留を行った上で実施するものとする。また、落札者決定後かつ契約締結前に談合情報を把握した場合及び契約締結後に談合情報を把握した場合は、速やかに実施するものとする。

(4) 事情聴取書の作成等

- ① 事情聴取の実施者は、事情聴取の対象者に対し、委員会が決定した事情聴取項目を踏まえた質問を行うとともに、事情聴取の対象者の回答内容等を把握するものとする。
- ② 事情聴取の実施者は、事情聴取を終えたときは、様式5により、事情聴取項目、事情聴取の対象者の回答内容及び自己の所見を記した事情聴取書を作成するとともに、これを事務局へ提出するものとする。

(5) 事務局の対応

事務局は、(4)②により、事情聴取の実施者から事情聴取書の提出を受けたときは、速やかに委員会を招集し、工事費内訳書の審査結果とともに、事情聴取の結果を報告するものとする。

第2 調査結果を踏まえた入札手続等の取扱い

1 落札者決定前に談合情報を把握した場合

(1) 談合の事実があったと認められるときの対応

事情聴取等の調査を実施した結果、談合の事実があったと認められるときは、江東区競争入札参加者心得第2条の2を適用し、関係する入札参加者を入札に参加させず又は入札を取り止めるものとする。

(2) 談合の事実があったとは認められないときの対応

① 事情聴取等の調査を実施した結果、談合の事実があったとは認められないときは、事情聴取の対象者全員から誓約書（別紙1）を自主的に提出させるとともに、当該対象者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項（別紙2）を交付した後、入札を執行するものとする。

② ①の場合、入札参加者等に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書の提出を求め内容を審査する。

③ 工事費内訳書の内容の審査において、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、(1)と同様に入札を取りやめなければならない。

2 落札者決定後かつ契約締結前に談合情報を把握した場合

(1) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときの対応

事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、江東区競争入札参加者心得第8条第10号を適用し、関係する入札者の入札を無効とするとともに、落札者の決定を取り消すものとする。

(2) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときの対応

事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときは、事情聴取の対象者全員から誓約書（別紙1）を自主的に提出させるとともに、当該対象者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項（別紙2）を交付した後、落札者と契約を締結するものとする。

3 契約締結後に談合情報を把握した場合

(1) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときの対応

事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認

められる証拠を得たときは、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約の解除の可否を判断するものとする。

(2) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときの対応

事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときは、事情聴取の対象者全員から誓約書（別紙1）を自主的に提出させるとともに、当該対象者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項（別紙2）を交付し、契約履行を継続するものとする。

第3 その他

1 公正取引委員会及び警視庁への通報等

(1) 通報の方法

- ① 公正取引委員会及び警視庁への通報に際しては、原則として、文書で行うものとする。
- ② 公正取引委員会及び警視庁への通報等は、契約事務の総括である総務部長名において行うものとする。
- ③ 公正取引委員会への通報は、様式3により、委員会が行うものとする。
- ④ 公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会事務総局審査局管理企画課情報管理室である。
- ⑤ 警視庁への通報は、様式4により、委員会が行うものとする。
- ⑥ 警視庁の窓口は、警視庁刑事部捜査第二課である。

(2) 通報後の対応

- ① 通報に係る情報について公正取引委員会又は警視庁から協力要請があったときは、事務局を窓口として可能な限り協力するものとする。
- ② 事務局は、公正取引委員会又は警視庁からの照会があった際に的確な対応ができるよう、通報に係る情報の内容を整理しておくものとする。

2 個別事項

(1) 報道機関等への対応

入札談合に関する情報及び談合情報について、報道機関等からの問い合わせがあったときは、原則として、政策経営部広報広聴課長が一元的に対応するものとする。ただし、広報広聴課長のみでは十分な対応ができない場合には、委員長の指示により総務部経理課長が併せて対応する。

(2) 工事以外の委託・物品買入れ等への準用

本マニュアルの規定は、工事以外の委託・物品買入れ等に係る入札談合に関する情報について準用する。

別紙 1

誓約書

年 月 日

江東区契約担当者 殿

会社名
代表者名 印
担当者名

今般の〇〇〇〇工事の競争入札に関し、江東区競争入札参加者心得第2条の2の規定に抵触する行為は行ってないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

(参考) 競争入札参加者心得第2条の2

第2条の2 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった日又は当該処分の日から最長で2年間競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 独占禁止法等に抵触する行為を行った者

(4) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(5) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の仕事の執行を妨げた者

(6) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(7) 前各号の一に該当する事実があった後前述の期間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

誓約書を提出する皆さんへ

提出された誓約書は、以下により取り扱うことがあるのでご了承願います。

- 1 : 本誓約書は、公正取引委員会及び警視庁へ送付することがある。
- 2 : 本誓約書は、江東区情報公開条例に基づき開示請求があった場合は、同条例に基づき請求者に開示することとなる。

別紙 2

本件入札に係る注意事項

年 月 日

株式会社〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

江東区契約担当者

(対象案件名) 〇〇〇〇〇〇

本件入札について談合があったとの通報があったが、江東区競争入札参加者心得を遵守し、厳正に入札すること。なお、入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には、江東区競争入札参加者心得第 8 条第 10 号により入札は無効とする。

本件においては、江東区競争入札参加者心得第 2 条の 2 の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書が提出されているため、将来、同規定に違背していたことが明らかとなったときは、誓約書の提出者に対して指名停止期間の加重等がありうることに留意すること。

※ 本文書は、誓約書の提出者に対して交付すること。

なお、契約締結後に談合情報を把握した場合は、第 1 パラグラフを削除した上で交付すること。

様式 1 - 1

談合情報報告書

年 月 日

情報入手年月日	年 月 日 () 時 分
対象案件名	
指名年月日 (参加通知日)	
入札(予定)日	年 月 日 () 時 分
情報提供者	・報道機関 ・匿名 ・その他等 役職、氏名等
受信者(担当者)	・所属、氏名等
情報手段	・電話 ・FAX ・メール ・書面 ・面接 ・報道
情報内容	
応答の概要	

※ 適宜、参考資料を添付すること。

談合疑義事実報告書

年 月 日

事実を得た日時	年 月 日 () 時 分
対象案件名	
入札 (予定) 日	年 月 日 () 時 分
談合があると疑うに足りる 事実を申し出た職員	・所属、氏名等
談合があると疑うに足りる 事実を得た根拠	

※ 適宜、参考資料を添付すること

様式 2

公正入札調査委員会議事概要

対象案件名等	・対象案件名 ・契約方式 ・入札（予定）日 等
委員会開催日等	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分 （場所： ）
出席委員	
審議内容（発言概要）	
委員会の結論及び理由	
審議に用いた資料	別添のとおり

- ※ 議事概要は原則として開催の都度作成すること。
- ※ 持ち回りの場合は「開催日時」欄に説明を終了した日時及び持ち回りである旨を記載すること。
- ※ 「審議内容」欄には、各委員の発言概要を記載すること。
- ※ 審議に用いた資料を別添すること。
- ※ 作成後、各委員（欠席委員を含む。）の確認を受けること。

様式 3

○江総経第○○○号
年 月 日

公正取引委員会事務総局
審査局長 殿

江東区総務部長
○○ ○○

談合情報等に関する資料の提供について

下記案件に係る談合情報等に関する資料を、別添のとおり提供します。

記

(案件名) ○○○○○○
(発注機関) 江東区

(別添)

1. 談合情報報告書 (又は談合疑義事実報告書) (写)
2. 事情聴取書 (写)
3. 工事費内訳書 (写)
4. 入札書 (写)
5. 入札調書 (写)
6. 誓約書 (写)
7. 意見書 (写)
8. 入札手続等の取扱い
9. その他関連資料

※ 該当する資料を添付すること。

なお、開札後には、入札書の写し又は入札調書の写しを添付すること。

様式 4

○江総経第○○○号
年 月 日

警視庁刑事部捜査第二課長 殿

江東区総務部長
○○ ○○

談合情報等に関する資料の提供について

下記案件に係る談合情報等に関する資料を、別添のとおり提供します。

記

(案件名) ○○○○○○
(発注機関) 江東区

(別添)

1. 談合情報報告書 (又は談合疑義事実報告書) (写)
2. 事情聴取書 (写)
3. 工事費内訳書 (写)
4. 入札書 (写)
5. 入札調書 (写)
6. 誓約書 (写)
7. 意見書 (写)
8. 入札手続等の取扱い
9. その他関連資料

※ 該当する資料を添付すること。

なお、開札後には、入札書の写し又は入札調書の写しを添付すること。

様式 5

事情聴取書

(案件名)

(発注機関) 江東区

(事情聴取の実施者)

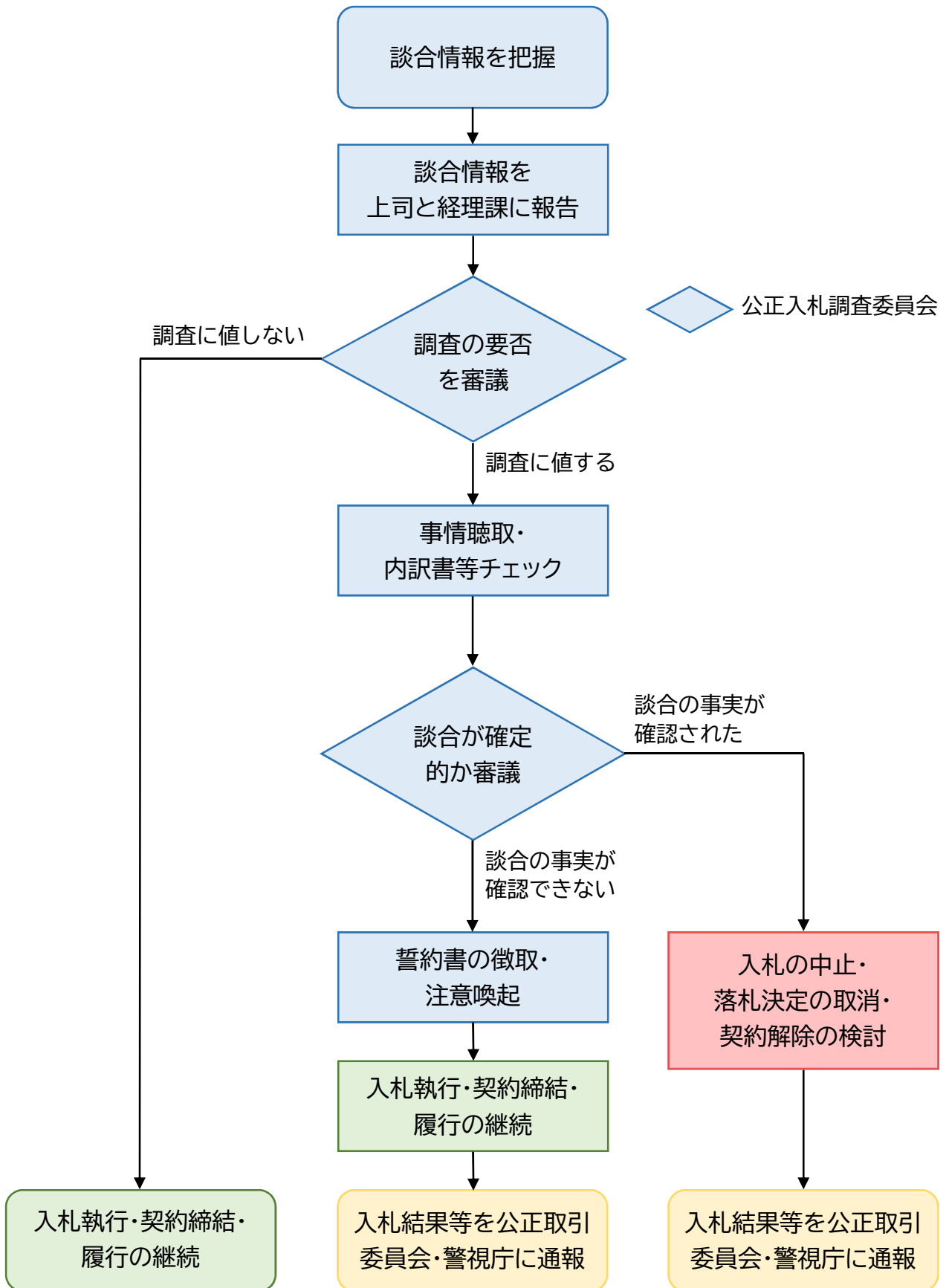
(日時・場所)

対象者の質問内容 事情聴取項目	(株)〇〇	(株)△△	□□(株)
	代表取締役 〇〇	代表取締役 △△	代表取締役 □□

(実施者の所見)

- ※ 質問項目とそれに対応する回答内容を記載すること（回答内容は並記も可）。
- ※ 聴取内容は可能な限り具体的に記載すること。
- ※ 事情聴取の実施者は所見を記載すること。

談合情報対応マニュアル フロー図



課題検討シート

項目

1 - (8) 入札結果の検証

所管課

総務部経理課

現状

- ・入札結果は予定価格・最低制限価格等の非公表情報を除き、情報公開窓口やホームページで公表している。
- ・経理課では、前回の入札結果を確認して指名業者の選定や最低制限価格の設定を行っている。また、不調となった契約については、業者の辞退理由などを確認し、次年度の仕様を見直すよう所管課と調整している。

課題

- ・個別の案件について、次年度の入札に向けた確認は行っているが、全体の案件を対象とした落札率等の検証までは行えていない。
- ・第三者が入札・契約手続き等の運用状況をチェックする体制（入札監視委員会等）がない。

他自治体の状況

- 都道府県、政令指定都市ではすべての団体で入札監視委員会を設置済み
23区調査（★：江東区）
- 入札監視委員会
- | | |
|---------|-------|
| 設置している | 12区 |
| 設置していない | 11区 ★ |
- <設置している区の状況>
- ・開催頻度

年に1回	1区
年に2回	8区
年に3回以上	3区
 - ・外部委員の人数

3人	10区
4人以上	2区
- <外部委員の資格>（複数回答）
- ・弁護士 9区
 - ・公認会計士・税理士 8区
 - ・大学教授・学識経験者 10区
 - ・その他 3区

再発防止に向けた取組

○入札及び契約の運用状況について確認や検証を行う第三者機関（入札監視委員会）を設置

【入札監視委員会】

<設置の目的> 透明性や公正性の確保、不当な圧力や不正行為の排除

<委員> 学識経験または専門知識を有する者 3名

<審議対象> 区が発注する契約（工事請負契約、物品購入等その他の契約）

<審議内容>

①入札及び契約手続きの運用状況等について報告を受けること。

②委員会や委員が抽出し、または指定した契約に関し、一般競争入札参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名の経緯等について審議を行うこと。

③①及び②に関し、不適切な点及び改善すべき点があると認めた場合、必要な範囲で、発注者に対して具申を行うこと。

<開催頻度> 年2回程度

実施時期

令和5年度から

課題検討シート

項目

2 - (1) 職員倫理の保持

所管課

総務部職員課

現状

・公務員倫理研修は、全職員を対象に平成21年度より開始している。一人につき、7～8年に1回受講する周期での実施となっており、一巡目は平成27年度に終了した。現在は二巡目となり令和5年度を終了見込みとしている。

<これまでの実績>

【対象者】全職員

【実施状況】①第一巡目：平成21年度～平成27年度

②第二巡目：平成28年度～令和5年度

【研修内容】

- ・公務員に求められる職業倫理
- ・コンプライアンス
- ・ハラスメント
- ・SNS等による情報の漏洩

(管理職・係長職とそれ以外の職員で求められる職責によって内容が異なる。)

【実施方法】外部講師による集合型研修

課題

- ・集合型研修では研修頻度が少なく（一人につき7～8年に1回）、公務員倫理の醸成、定着には課題がある。
- ・内容が広範囲にわたるため、個別事項を掘り下げた知識が定着しづらい。
- ・現行の研修では、非違行為等に焦点を当てた研修が難しい。

他自治体の状況

【第5ブロック】

- ・eラーニングでの倫理研修は2区が実施（一部の対象者向け研修を含む）
- ・管理職・係長職を対象とした公務員倫理研修（集合型）は1区が実施

【不祥事防止研修の実施】

23区において「不祥事防止」に特化した研修実施の事例なし。北九州市において「管理職倫理（不祥事防止）研修」を実施

再発防止に向けた取組

○集合型公務員倫理研修の再構築

【対象者】

- ・管理職 約120名 1回/3年（令和5年度、令和8年度、令和11年度に受講）
- ・係長職 約620名 1回/3年（令和6～8年度、9～11年度で順次受講）
- ・一般職の職員 約1,930名 1回/6年（令和6年～11年度で順次受講）

【実施方法】外部講師による集合型研修

【研修目的】汚職防止、法令等遵守の重要性の再確認と、不祥事の具体的事例を基に実践的な研修を行い、不祥事案防止に向けた意識改革と職場づくりを目指す。

【研修内容】公務員に求められる倫理の再確認、不祥事事例検討と課題解決、不祥事を起こさないための意識改革、など。

○コンプライアンス・マニュアルの作成

各職場毎に、職場の実業務に沿ったコンプライアンス・マニュアル（行動指針）を作成

○eラーニング（公務員倫理）研修の実施

【対象者】全職員 1回/1年

【その他】契約における秘密事項、職員のSNS利用における注意事項、公職選挙法、個人情報保護、書類紛失事案などのテーマ想定し、毎年変更する。
なお、小問題を用意するなど、知識の定着確認を実施する。

実施時期

令和5年度以降

課題検討シート

項目

2 - (2) 契約制度の研修・周知

所管課

総務部職員課・経理課

現状

- ・年に1回、実務研修「会計・契約」を実施している。
 - <目的> 根拠法令等に触れることで、会計事務の重要性を認識するとともに、正確で円滑な事務処理能力の向上を図る。
 - <対象> 会計事務担当職員（実務経験が2年未満程度）
 - <定員> 30名
 - <時間> 科目「契約事務」3時間半
他の科目：「金銭会計総括・歳入事務・歳出事務」「出納事務」
 - <内容> 導入、契約法律編、契約実務編、システム編、プロポーザル編
 - <講師> 経理課契約係職員
- ・経理課職員が受講した公正取引委員会の研修（官製談合防止法含む）の資料を全庁共有フォルダに格納し、掲示板で庁内への周知を図っている。

課題

- ・参加対象を新任担当者としているため、研修内容は事務の流れや財務会計システムの操作方法といった実務が中心であり入札・契約にかかる秘密情報や情報漏洩のリスクについては、導入で若干触れるのみとなっている。
- ・入札・契約手続きの各段階でどの情報を公表してよいか、整理したものがないため、法令違反になると知らずに情報漏洩を行ってしまうおそれがある。

他自治体の状況

各自治体において実務研修などを実施

再発防止に向けた取組

- 公正取引委員会講師による研修や区の契約制度の周知を実施
 - ①特別研修「入札談合等関与防止法（官製談合等関与行為防止法）研修」（早急の再発防止策として令和4年度中に実施）
 - <対象> 管理職
 - <実施方法> 公正取引委員会講師による集合研修（講義形式）
 - ・実施状況や効果を踏まえ、令和5年度以降の継続を検討する。
 - ② 現行の実務研修に、具体的な秘密事項（指名業者数、予定価格等）や、入札談合関与行為の類型、情報漏洩した場合のリスクなどについての内容を追加する。
 - ③ 本区における入札・契約にかかる秘密事項と公表の可否について一覧表を作成し、庁内への周知を行う。

実施時期

- ①令和5年1月27日
- ②令和4年11月24日
- ③令和4年10月

課題検討シート

項目	所管課
3 - (1) 議員等利害関係者からの働きかけに対する対応	総務部総務課

現状

- ・議員から業者の紹介や特定の者に便宜を図るような要求を受けることがある。
- ・業者・業界団体から法令に抵触すると考えられることを要求されることがある。
- ・新聞の購読を求められるが、断りづらい。

【契約にかかる不正行為等防止のためのアンケート結果より】

Q 議員から契約に関する秘密情報の提供依頼や要請があったか

Q 業者等から契約に関すること以外の威圧的な働きかけや不当な要請があったか

10人
人

82人
人

■ ない
□ ある

5人
人

87人
人

■ ない
□ ある

課題	他自治体の状況
<ul style="list-style-type: none"> ・利害関係者への関わり方についての対応基準がない。 ・利害関係者からの不当な要求を受けた際に職員が相談する窓口や組織的体制が確立されていない。 ・議員対応は基本的に管理職が一人で行うことが多く、対応に苦慮することがある。 ・議員による機関紙購読の働きかけなどについては特にルールがない。 <p>【契約にかかる不正行為等防止のためのアンケート結果より】</p> <p>Q 区職員による契約に関する秘密情報の漏洩を防止するために、必要な対策は</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利害関係者等への関わり方に関する基準を作成している自治体は多数。 ・直近では府中市や足立区でも制定（改正）しており、収賄事件の発生が契機となっている。

対策	人数
利害関係者への対応基準の作成	72人
コンプライアンス研修、不当要求等対応研修の拡充	48人
職員が相談しやすい仕組みの構築	37人
利害関係者からの要望・申し出等の記録公開制度	34人
職員倫理規程の策定	18人
契約制度の見直し	15人

再発防止に向けた取組

不正行為を防止するための組織体制を整備

- 「一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程」を策定
- 議員や事業者との関わり方等において疑義がある場合の相談先として窓口を設置
- 区民の信頼を損ねることのないよう、職員の行動基準である「利害関係者との接触に関する指針」を策定

実施時期

令和5年5月
※窓口は令和4年10月17日より運用開始

一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程

第1条 目的

一定の公職にある者等から区職員に対する不正な働きかけや不当な要求に対する取り扱いを定め、区政の透明性の確保と、区政の信頼を高めることを目的とする。

第2条(1) 一定の公職にある者等

ア 国会議員、イ 地方公共団体の議員、ウ 地方公共団体の長、副知事、副区市町村長、エ ア～ウの職にあった者、オ ア～ウの者の秘書、親族、代理人またはア～ウの者を支援する政治団体の役員等、カ 江東区行政委員会の委員、キ 江東区職員であった者

第2条(4) 不正な働きかけ

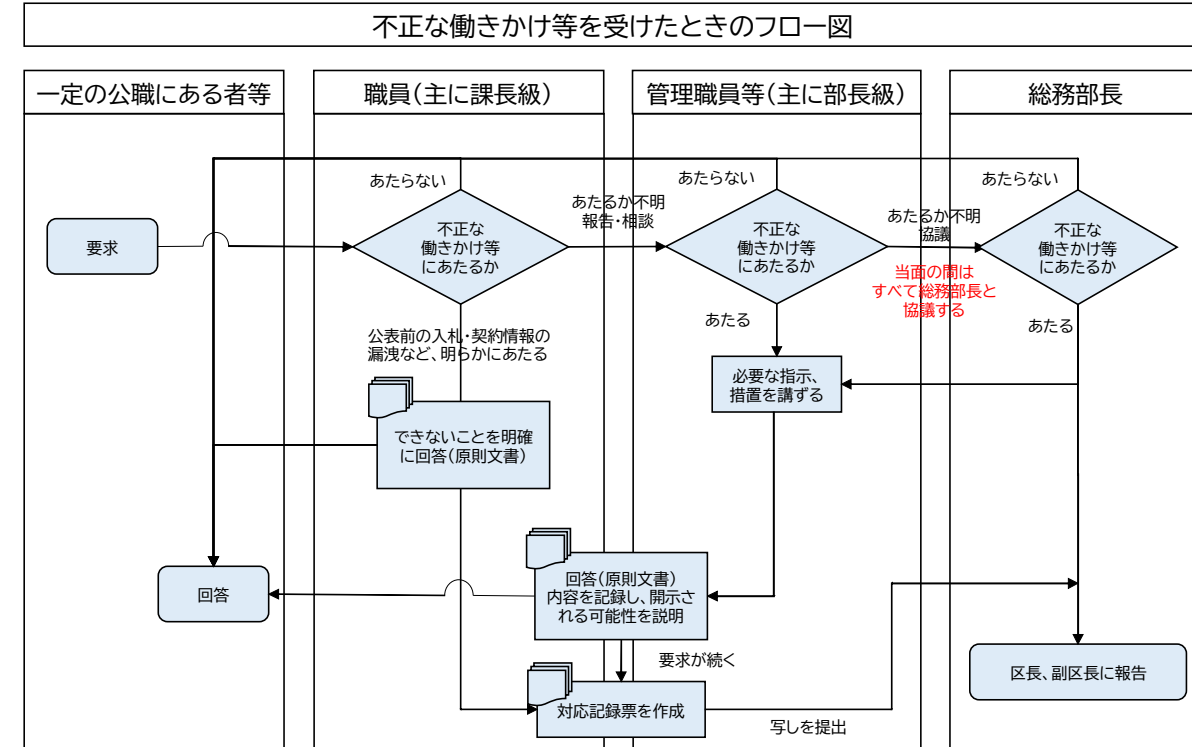
- ア 特定の者に対して、有利または不利な取扱いを求める行為
- イ 義務のないことを行わせ、または権利の行使を妨げる行為
- ウ 執行すべき職務を行わせない、または定められた期限までに執行しないことを求める行為
- エ 特定の者を入札に参加させる、または参加させないようにする行為
- オ 区と契約する相手方に不当な利益が生ずることを求める行為
- カ 職員の採用、昇任、転任を求める行為
- キ 職務上知り得た秘匿すべき情報の提供を求める行為
- ク 政策立案中の内容を情報提供することで、特定の者に有利または不利な状況となる資料を求める行為
- ケ 購入する意思のない機関紙誌の購読または物品の購入を執拗に求める行為
- コ 便宜を図らせる意図をもって、会食をする、または金銭、物品を贈与する行為
- サ ア～コのほか、法令その他の規定に違反することを求める行為

※議会、審議会、その他公開の場での提言、要望、事実や手続きの確認、既に公開済みの資料を求める、適式に作成された書面によるものなどは除く

第2条(5) 不当要求

暴力行為、恫喝、面会の強要、長時間の居座り、誹謗、中傷、その他社会的相当性を逸脱する手段によって公正な職務の遂行を妨げる行為

第3条 職員の責務及び対応



不正な働きかけ等を受けた職員や報告を受けた管理職等が適切な対応をしていない場合は他の職員が総務課に通報するものとする
 ※再就職した元職員による現職職員への働きかけに関しては、別途特別区人事委員会に届け出が必要となる場合がある(4江総職第4416号「職員の退職管理の適正確保について」参照)。

第5条 不正な働きかけ等への回答

不正な働きかけ等を行った相手への回答は原則として文書で行う。

第6条 記録票の管理及び保管、第7条 運用状況の公表

記録票は相談した部署と総務課双方で10年間保管。
 毎年、運用状況(記録票の作成件数など)をホームページに公表。

一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程

令和5年5月1日

5江総総第480号

(目的)

第1条 この規程は、一定の公職にある者等からの江東区職員への不正な働きかけ及び不当要求に関する取扱いを定めることにより、不正な働きかけ及び不当要求の抑止を図り、もって区政の透明性を確保するとともに、区政への信頼を高めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一定の公職にある者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 国会議員
 - イ 地方公共団体の議会の議員
 - ウ 地方公共団体の長、副知事及び副区市町村長
 - エ アからウまでの職にあった者
 - オ アからウまでの者の秘書、親族及び代理人並びにアからウまでの者を支援する政治団体の役員等
 - カ 江東区行政委員会の委員
 - キ 江東区職員であった者
- (2) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項第3号に規定する非常勤の職員をいう。
- (3) 要求等 区政に関する外部からの意見（提言、要望、相談、苦情及び勧誘を含む。）をいう。
- (4) 不正な働きかけ 要求等のうち、次に掲げるものをいう。ただし、議会、審議会その他公開の場における提言若しくは要望、事実若しくは手続の確認又は既に公開されている資料等を求めるにすぎないもの、職員へ情報提供をするもの、陳情書、要望書、申立書等の適式に作成された書面によるもの及び適正な職務の遂行に係るものであることが明白であるものを除く。

- ア 特定の者に有利又は不利な取扱いを求めること。
- イ 義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨げることを求めること。
- ウ 執行すべき職務を行わず、又は定められた期限までに執行しないことを求めること。
- エ 特定の者を入札に参加させること又は参加させないことを求めること。
- オ 区が当事者となる契約において、区以外の契約の当事者に不当な利益が生ずることを求めること。
- カ 職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。）の採用、昇任、転任等を求めること。
- キ 職務上知り得た秘匿すべき情報の提供を求めること。
- ク 政策立案中の内容であって、情報提供することにより特定の者に対して有利又は不利な状況となる資料等の提供を求めること。
- ケ 購読及び購入の意思のない機関紙誌の購読又は物品の購入を執ように求めること。
- コ 便宜を図らせる意図をもって、会食（パーティーを含む。）を共にすること又は金銭、物品等の贈与を受けることを求めること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、法令その他の規程に違反することを求めること。

- (5) 不当要求 暴力行為、恫喝、^{どうかつ}面会の強要、長時間の居座り、^{ひぼう}誹謗、中傷その他の社会的相当性を逸脱する手段によって、職員の公正な職務の遂行を妨げることとなることが明白な行為又は当該行為を背景とした要求をいう。

（職員の責務及び対応）

- 第3条 職員は、職務の遂行に当たっては、法令遵守の姿勢を堅持するものとし、提言、要望等に対しては、誠実かつ公正に対応しなければならない。
- 2 職員は、一定の公職にある者等から入札又は契約に関する職務上知り得た秘匿すべき情報の提供を求められたときは、当該情報が、守秘義務が課された情報である旨を伝えて明確に拒否するものとする。
- 3 職員は、一定の公職にある者等から不正な働きかけ又は不当要求（以下「不正な働きかけ等」という。）に該当すると思料される要求等を受けたと

きは、当該職員を管理し、及び監督する職員（以下「管理職員等」という。）に報告し、指示を受けなければならない。

- 4 職員は、一定の公職にある者等から不正な働きかけ等に該当すると思料される要求等を受けたときは、当該一定の公職にある者等に対し、当該不正な働きかけ等については記録を行い、当該記録が第7条の規定による運用状況の公表及び江東区情報公開条例（平成13年3月江東区条例第3号）第6条の規定による開示請求の対象となる旨を説明するものとする。
- 5 第3項の規定により職員から報告を受けた管理職員等は、不正な働きかけ等であるか否かについて疑義があるときは、総務部長に協議するものとする。
- 6 不正な働きかけ等であると判断した場合は、当該不正な働きかけ等を受けた職員が所属する課は、不正な働きかけ等対応記録票（別記様式。以下「記録票」という。）を作成するものとする。
- 7 不正な働きかけ等に該当し、又は該当すると思料される要求等を受けた職員は、第3項の規定により管理職員等に報告したにもかかわらず、管理職員等が適切な対応を行っていないものと思料されるときは、総務課に通報するものとする。
- 8 不正な働きかけ等に該当し、又は該当すると思料される要求等を受けた職員がいることを知った他の職員又は管理職員等は、次の各号のいずれかに該当するときは、総務課に通報するものとする。
 - (1) 不正な働きかけ等に該当し、又は該当すると思料される要求等を受けた職員が、第3項の規定による報告を管理職員等に行っていないものと思料されるとき。
 - (2) 不正な働きかけ等に該当し、又は該当すると思料される要求等を受けた職員から第3項の規定による報告を受けた管理職員等が、適切な対応を行っていないものと思料されるとき。

（総務部長及び総務課長の対応及び支援）

第4条 総務部長及び総務課長は、不正な働きかけ等に関する情報を適宜区長及び副区長に報告し、必要な指示等を受けなければならない。

- 2 総務部長及び総務課長は、前条第7項及び第8項に規定する通報があった場合は、当該通報をした者を適切に支援するとともに、当該通報者の秘密の

保持等に十分配慮しなければならない。

(不正な働きかけ等への回答)

第5条 不正な働きかけ等に該当し、又は該当すると思料される要求等を行った一定の公職にある者等に対する回答は、原則として文書により行うものとする。

(記録票の管理及び保管)

第6条 不正な働きかけ等を受けた職員が所属する課は、記録票を作成後、当該記録票の写しを速やかに総務部長に提出しなければならない。

2 総務部長は、前項の規定により記録票の写しが提出されたときは、これを速やかに区長の供覧に付さなければならない。

3 記録票は不正な働きかけ等を受けた課において、当該記録票の写しは総務課において、対応を終了した日から10年間保存するものとする。

(運用状況の公表)

第7条 区長は、毎年度、この規程の運用状況を取りまとめ、これを江東区ホームページ等において公表するものとする。

(不正な働きかけ等に関する取扱検証委員会の設置)

第8条 この規程の運用状況の確認及び必要な見直しの検討のため、不正な働きかけ等に関する取扱検証委員会を設置する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別記様式（第3条関係）

不正な働きかけ等対応記録票

次のとおり報告します。

総務部長への報告日等	(通報) 年 月 日 (報告) 年 月 日 (終了報告) 年 月 日
報告者 職及び氏名	部 課 係 職・氏名
不正な働きかけ等を受けた日	年 月 日
対応者 職及び氏名	部 課 係 職・氏名
相手方氏名 (公職名称等も記載)	(公職者の場合は、江東区情報公開条例第7条第1号ウの規定により氏名及び職務遂行内容を開示)
不正な働きかけ等の手段	<input type="checkbox"/> 来庁 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> その他 ()
不正な働きかけ等の件名	
不正な働きかけ等の具体的内容	
対応経過 (日時及びやり取りの事実を記入すること。)	
回答、対応方針等	回答状況 (<input type="checkbox"/> 即答 <input type="checkbox"/> 後日回答 <input type="checkbox"/> 回答対象外) 回答方法 (<input type="checkbox"/> 文書回答 <input type="checkbox"/> 口頭回答) 回答内容 (文書回答の場合は、回答文書を添付のこと。) <input type="checkbox"/> その他 (具体的に)
回答予定日	年 月 日 回答日 年 月 日
対応が終了した日	年 月 日

(事務の適正執行関係情報)

不正な働きかけ等の類型	<input type="checkbox"/> 不正な働きかけ (第2条第4号ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ・コ・サ) に該当 <input type="checkbox"/> 不当要求に該当 <input type="checkbox"/> 不正な働きかけ (第2条第4号ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ・コ・サ) 及び不当要求に該当
不正な働きかけ等の態様	
総務部長又は総務課長への相談及び支援	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 相談及び支援の概要
備考	

(注意事項)

- 1 総務部長と協議した結果、不正な働きかけ等であると判断した場合は、当該不正な働きかけ等を受けた職員が所属する課は、不正な働きかけ等対応記録票（以下「記録票」という。）を作成する（第3条第6項）。
- 2 不正な働きかけ等を受けた職員が所属する課は、記録票を作成後、当該記録票の写しを速やかに総務部長に提出しなければならない（第6条第1項）。
- 3 記録票は不正な働きかけ等を受けた課において、当該記録票の写しは総務課において保存するものとし、その保存年限は、対応を終了した日から10年とする（第6条第3項）。

利害関係者との接触に関する指針

目的

利害関係者との接触の際に、職務の公正さを確保し、区民の信頼を損なうことのないよう、職員の行動指針として定める。

1 利害関係者

■許認可、■検査・監督、■税・保険料等の賦課、■補助金等交付、■入札、■工事請負、■業務委託、■物品購入、■不利益処分、■行政指導 等の業務に当たっている職員と利害関係のある相手（団体・個人）

※許認可や補助金等交付、契約・入札関係については、職員が現に携わっている業務の相手方だけでなく、申請、申込をしている者や申請、申込をしようとしていることが明らかである者も利害関係者となる。

2 禁止行為

- ア 餞別、中元、歳暮等いかなる理由であれ、金品（金券を含む）、不動産の贈与を受ける
- イ 金銭の貸付を受ける
- ウ 無償等で物品または不動産の貸付を受ける
- エ 無償等でサービスの提供を受ける（ハイヤーやタクシーの送迎など）
- オ 供応接待を受ける（酒・食事の提供、旅行、演劇鑑賞の招待など）
- カ 会食（パーティーを含む）に参加する
- キ ゴルフ、その他遊戯（麻雀など）または旅行をする
- ク ア～キのほか、一切の利益や便宜の供与を受ける
- ケ 利害関係者をして第三者に対し、ア～クに掲げる行為をさせること

3 禁止行為の例外

- ア 事前に上司の承認を得て行う場合
- イ 家族関係、個人的友人関係等に基づく私生活面における行為で、職務に関係なく、かつ、区民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合
- ウ 広く配付される宣伝広告用の物品で、社会通念上許される範囲のもの（簡易なカレンダー、手帳、ボールペン等）を受け取る行為

3 禁止行為の例外（続き）

- エ 職員が職務として参加した会議等において、通常用いられる程度の茶菓子等の提供を受けける行為
- オ 職務上の必要から止むを得ず利害関係者の所有する物品を借用したり利用する（筆記用具を借りる、コピー機を利用する等）場合

4 上司の承認

職員から承認を求められた場合

区民の信頼を損ねるおそれがないと判断した場合にのみ承認すること。
承認する場合は職員倫理に反することのないよう、改めて注意喚起しなければならない。

<承認できる例>

- ア 職務に関連して出席する行事や式典に伴う会食（パーティーを含む）等に正当な対価を支払って参加する行為
- イ 職務上の必要性から旅行（出張）する行為

事前に承認を得ることができなかった場合

事後、速やかに承認を得なければならない
職員の自宅等に金品が届けられた場合は返却させる
食事の提供を受けて正当な対価を支払わなかった場合は経費を払わせる

7 疑義がある場合

禁止行為に該当するか疑義がある場合は上司に相談
上司は職員に対し、必要な指導・助言を行い、疑義が残る場合は総務部長に相談

8 職員の通報

禁止行為に該当し、または該当すると思われる行為があったことを知った他の職員は職員課に通報するものとする。

利害関係者との接触に関する指針

令和5年5月1日

5江総総第481号

この指針は、江東区職員服務規程（令和2年3月江東区訓令甲第1号。以下「服務規程」という。）第9条に基づき、利害関係者との接触の際に、職務の公正さを確保し、区民の信頼を損なうことのないよう、職員の行動指針として定めたものである。

1 利害関係者の定義

利害関係者とは、許認可、検査、監督、税及び保険料等の賦課、補助金等交付、入札、工事請負、業務委託、物品購入、不利益処分、行政指導等の業務に当たっている職員と利害関係のある相手（団体及び個人）をいう。

2 禁止行為の定義

職員は、利害関係者との間で、職務執行の公正さに対する区民の信頼を損ねるおそれのあるものとして、次に掲げる行為をしてはならない。

職員は、利害関係者から次の事項に関する申し出があった場合は、明確に拒否すること。

- ア せん別、中元、歳暮等いかなる理由であれ、金品（金券を含む。）及び不動産の贈与を受けること。
- イ 金銭の貸付けを受けること。
- ウ 無償等で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- エ 無償等でサービスの提供を受けること。
- オ 供応接待を受けること。
- カ 会食（パーティーを含む。）をすること。
- キ ゴルフ、その他遊戯又は旅行をすること。
- ク アからキまでに掲げるもののほか一切の利益及び便益の供与を受けること。
- ケ 利害関係者をして、第三者に対し、アからクまでに掲げる行為をさせる

こと。

3 禁止行為の例外

第2の規定にかかわらず、次の行為は、禁止行為に該当しないものとする。

ア 事前に上司の承認を得て行う行為

イ 家族関係、個人的友人関係等に基づく私生活面における行為で、職務に関係なく、かつ、区民の疑惑及び不信を招くおそれがないと認められる行為

ウ 広く配布される宣伝広告用の物品で、社会通念上許される範囲のもの（簡易なカレンダー、手帳、ボールペン等）を受け取る行為

エ 職員が職務として参加した会議等において、通常用いられる程度の茶菓子等の提供を受ける行為

オ 職務上の必要からやむを得ず利害関係者の所有する物品を借用し、又は利用する（筆記用具を借りる、コピー機を利用する等）行為

4 上司の承認

(1) 上司は、職員から利害関係者との間において制限される行為等に対し承認を求められた場合は、職務執行の公正さに対する区民の信頼を損ねるおそれがないと判断した場合にのみ承認すること。なお、承認する場合は、当該職員に対して職務に係る倫理の保持の趣旨に反することのないよう、改めて注意を喚起しなければならない。

(2) 上司の承認は、次の表の左欄に掲げる職にある者について、同表右欄に掲げる職にある者が行う。

職員の区分	承認権者
1 部長（これに相当する職にある者を含む。）	副区長
2 課長（これに相当する職にある者を含む。）	部長
3 1及び2に掲げる者以外の者	課長

(3) 利害関係者との接触において上司が承認できる例

ア 職務に関連して出席する行事、式典に伴う会食（パーティーを含む。）

等に正当な対価を支払って参加する行為

イ 職務上の必要性から旅行（出張）する行為

5 事前に上司の承認を得られなかった場合

職員は、やむを得ない事情により利害関係者との間において制限される行為等に対し、事前に上司の承認を得られなかった場合には、事後、速やかに上司に報告し承認を得なければならない。

また、上司は必要に応じ、次のような指示をする等、職務執行の公正を確保するため、迅速かつ適切な対応をとらなければならない。

ア 職員の自宅等に利害関係者から金品が持参又は送付された場合は、当該物品を返却させること。

イ 食事の提供を受けて正当な対価を支払わなかった場合は、その経費を確実に支払わせること。

6 利害関係者以外の者との接触

職員は、利害関係者に該当しない者との間であっても、その者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

また、職員は、国、独立行政法人その他の政府機関又は他の地方公共団体（利害関係者に該当しない場合に限る。）の職員と接触する場合においても、区民の疑惑及び不信を招く行為を行ってはならない。

7 疑義がある案件についての対応

- (1) 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうか、その行為が禁止行為に該当するかどうか、公正な職務の執行に対する区民の疑惑及び不信を招くおそれがないかどうか等について疑義がある場合には、上司に相談しなければならない。
- (2) 上司は、この指針に従って必要な指導及び助言を行う。疑義が残る案件については、総務部長に対応方法等を協議する。

8 職員からの通報

禁止行為に該当し、又は該当すると思料される行為があったことを知った職員又は管理職員等は、職員課に通報するものとする。また、職員課は、通報した職員を適切に支援するとともに、通報した職員の秘密の保持等に十分配慮しなければならない。

9 その他

この指針の具体的な適用等に関して疑義等がある場合は、総務課に相談するものとし、総務課は必要な指導及び助言を行うものとする。

令和4年10月14日

相談窓口の設置について

本区管理職が区議会議員からの要請を受け、業務委託契約における指名競争入札に関する秘密事項である指名業者数及び一部の指名業者名を漏洩したことを受けて、当面の間の対応として、議員や事業者・業界団体等との関わりにおいて不安に感じていることや悩んでいること等を相談できる窓口を管理職（部長・課長級）向けに設置します。

記

1 相談対応者

総務部長、総務課長

2 運用開始日

令和4年10月17日（月）より開始

3 相談内容

議員や事業者・業界団体等との関わりにおいて不安に感じていること、悩んでいることや、不正行為につながるような働きかけに関する事など。

※相談時に別紙「報告書」に記入のうえ持参願います。

4 その他

内容に応じて総務課で実施している法律相談の弁護士へ相談する場合があります。

報 告 書

所 属： _____

氏 名： _____

議員や業者・業界団体の氏名・名称
議員や業者・業界団体から話があった日時・場所等
日時：令和 年 月 日 時頃 場所： 対応した区職員の数： 人
相談内容
現在の対応状況

第1回江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会

会 議 概 要

【 日 時 】

令和4年8月26日（金） 13時00分～13時30分

【 場 所 】

江東区役所 庁舎4階庁議室

【 出席者 】

委員長 総務部を担任する副区長
副委員長 総務部を担任する副区長以外の副区長、教育長
委員 政策経営部長、総務部長、
総務部総務課長、総務部職員課長、総務部経理課長
(欠席 政策経営部行政管理担当課長(企画課長兼務))

(事務局 総務部総務課、総務部職員課、総務部経理課)

【 議 題 】

- 1 委員会設置の趣旨について
- 2 今後の取り組みについて
- 3 その他

【 資 料 】

資料1 江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会の設置について
資料2 事件発覚後の経過及び区の対応
資料3 想定される課題

議 事 要 旨

【 議題 1 】 委員会設置の趣旨について

事務局 (資料 1、2 に沿って説明)

- ・ 検討結果については、外部有識者の意見を聴取したのち、報告書にまとめることを想定している。
- ・ 契約に関することについては、事件に直接関係した業務委託契約のあり方に特化して検討を行っていく。

委 員 今回の事件についてはまだ全容が明らかになっていないが、実効性のある対応策について、しっかりと検討していく必要がある。

委 員 スケジュールについて現時点でどのように想定しているか。

事務局 委員会は 4～5 回開催する予定としている。議会に対しては、第三回定例会で本委員会の設置等を報告し、第四回定例会には解決策の方向性を提示できるよう進めていきたい。外部有識者からの意見聴取も想定しているため、流動的な部分もあるが、できる限り今説明した日程に沿って取り組んでいく。

【 議題 2 】 今後の取り組みについて

事務局 (資料 3 に沿って説明)

- ・ 課題の洗い出しをするため、事務局において、現時点で想定される課題を抽出した。
- ・ 令和 5 年度の準備契約に向け、業務委託契約のあり方については、早急に見直しの検討を進めていく必要がある。
- ・ コンプライアンス研修や契約制度研修はこれまでも実施しているが、より実効性のある内容への見直しが求められる。
- ・ 利害関係者から働きかけがあった場合に、報告や公表を行う仕組みや対応の基準が本区には無いことが課題である。

委 員 区職員は職務上さまざまな秘密情報を扱っているが、今回の事件の

要因は、職員個人のモラルによる情報漏洩の問題なのか、それとも、契約制度に何らかの欠陥があって、すでに課題が見えているということなのか。

事務局 事件の事実関係については、この委員会とは別の場で進めているが、区議会議員が職員から情報を得て、それを業者に伝え賄賂を受け取ったという容疑自体は明らかとなっている。

その要因として、職員のモラルという点もちろん考えられるが、現行の契約制度についても見直しの検討は必要である。例えば、業務委託契約で採用している指名競争入札方式は、履行可能な業者を指名できるというメリットはあるものの、一般競争入札方式と比べ、議員や業者からの働きかけを受けやすいという面は否定できない。

業務委託契約のあり方について、どのような改善を図ることができるか、他区の入札方式についても急ぎ確認を行っていきたい。

委員 職員倫理に関しては、契約制度に関する倫理のあり方を検討していくということか。

事務局 現在も研修は実施しているが、内容としては、議員対応を行う管理職向けに対象を特化したり、漏洩してはならない情報を具体的に取上げたりといったものではない。対象者やテーマを絞った研修が、今後必要なのではないかと考えている。

委員 今回の犯罪の要件として、業者が議員に働きかけて情報を得たこと、すなわち、得られるという仕組みが現行の契約制度の中にあるのではないかということ、また、職員が何らかの情報を漏洩したということがある。これらについて、江東区として足りないと思われる部分を、他の自治体の事例も参考にしながら改善し、利害関係者につけ入れられるような状態を無くしていくことが、この委員会設置の意義である。

事務局 事務局において課題を整理したが、より広い視点で現状と課題を抽出するため、管理職を対象としたアンケートの実施を提案したい。

委員 想定される課題を見たところ、他自治体と比べ、本区の取り組みが遅れているということが指摘されたのだと受け止めている。

仕組みを改善していくための取り組みを事務局に抽出してもらっ

たが、これで足りるかどうかはわからない。解決策についての集中的な議論はこの委員会で行うとしても、現場の管理職にも想定される課題を聞いてみた方がいい。政策経営部や総務部だけでなく、全庁的に取り組むべきである。

【 議題 3 】 その他

事務局 本委員会の資料と議事要旨は、区のホームページに掲載して公開する。

委員 ホームページに公表するにあたっては、この事件を重く受け止め、全庁をあげて防止に取り組んでいくという区の姿勢が、区民にしっかりと伝わるようにしていくことが必要である。

また、日々の職務は継続していくので、職員一人ひとりが、この事件を他人事ではなく、自らに関係することとして受け止めていくことが必要である。

以上

第2回江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会

会 議 概 要

【 日 時 】

令和4年10月11日（火） 16時00分～17時30分

【 場 所 】

江東区防災センター4階 災害対策本部室

【 出席者 】

委員長代理 総務部を担任する副区長以外の副区長
副委員長 教育長
委 員 政策経営部長、総務部長、政策経営部企画課長、
総務部総務課長、総務部職員課長、総務部経理課長

（事務局 総務部総務課、総務部職員課、総務部経理課）

【 議 題 】

- 1 アンケートの集計結果報告について
- 2 課題の洗い出しと解決の方向性について
- 3 外部有識者の選定について
- 4 その他

【 資 料 】

資料1 契約にかかる不正行為等防止のためのアンケート 結果
資料2 課題整理表
資料3 外部有識者の選定について
資料4 通報窓口の設置について
資料5 入札・契約にかかる公表状況

議 事 要 旨

【 議題 1 】 アンケートの集計結果報告について

事務局 (資料 1 に沿って説明)

- ・ 第 1 回の委員会において事務局より提案し了承された管理職向けアンケートを実施し、結果をまとめた。
- ・ 調査方法については、管理職と利害関係者との関わり方などの現状をより正しく把握するため、回答者が特定されない無記名式とした。
- ・ 利害関係者との関わり方についての質問は、働きかけや要請の有無を確認するものである。

副委員長 ・ アンケートを無記名式で実施したことで、より正確に実態が掴めたのではないかと。

- ・ 利害関係者からの秘密情報の提供依頼や、威圧的な働きかけ・不当な要請については、大半の管理職が「ない」と回答しているが、不当ではない働きかけや誘いについては、少なからずあったとの結果が出ており、これから管理職になる職員のためにも、できるだけ早く、対応の基準を明確にしていくことが必要。
- ・ 職員倫理については、「法令等のルールに対する確認・理解不足」を自覚している職員が多いにもかかわらず、倫理研修の頻度については「現行で十分」との回答も多い。研修の頻度はもっと増やすべき。毎年人事異動があり、昇任する職員もいる中で、区民からの信頼を回復していくためには、毎年確実に研修を行うなど、区として強い意思表示をしていくことが必要。

副委員長 ・ その他では色々な意見が出ているが、対応基準や禁止事項を作成し、公表することについては、区民からの信頼回復のため、早急に取り組むべき。

- ・ 威圧的な働きかけを受けた場合に相談ができる機関や制度を設けることについては、管理職が抱えている不安を解消するため、すぐに対処すべき。

委員長
代 理 ・ 契約制度に関する意見が意外に少ないと感じたが、契約実務の経験のある管理職が少ないためではないかと。

- ・ 不正防止のためには、契約の見直しも非常に重要であり、本委員会

においてしっかりとした議論・検討が必要。

- 事務局
- ・契約については、制度を知っている者でなければ深い意見が出せないということもあり、その他の意見が3件にとどまったものと分析。
 - ・検討を進めていく上では、契約担当課以外の職員も契約制度について理解をすることが必要。
- 委員長
代理
- ・職員倫理に関することについて、事務局から何かあるか。
- 事務局
- ・現行の倫理研修は集合型研修であり、会場の確保や定員等の制約があるが、オンラインなどの手法も積極的に取り入れることで、集合型・オンライン双方の良いところを活かすようにしながら、今後のあり方について検討。
- 委員
- ・職員倫理の課題について、「SNSやインターネットを利用する際の発信内容」との回答があるが、これは職員のSNSの利用に何か問題があるということか。
- 事務局
- ・実態までは調査していないが、区職員がツイッターやインスタグラムなどの個人アカウントで、不適切な内容を投稿することについて、職員倫理の課題だと回答した者が30人いたということ。
- 委員長
代理
- ・本アンケートの結果を踏まえて、契約制度や職員の倫理研修、利害関係者との関わり方を見直し、今回のような事件を二度と起こさないようにすることが本委員会の使命。今後、積極的に検討を進めていく。

【 議題 2 】 課題の洗い出しと解決の方向性について

< 1 業務委託契約に関すること >

- 事務局 (資料2に沿って説明)
- ・第1回の委員会では想定される課題として、3つのカテゴリーに分けて項目を提示していたが、先ほどのアンケート結果も踏まえて、項目別に「現状」と「課題」、「解決の方向性」として今後具体的に検討していかなければならない事項、結論を出して「実施する時期」

を表にまとめた。

- ・アンケートでは事件の要因や再発防止に必要な対策について、「契約制度」という回答が、「利害関係者との関わり方」や「職員倫理」と比べ想定より少なかったが、実際には、業務委託の入札・契約のあり方については、全般にわたって、見直すべき項目が多々あると認識。
- ・警察からも、本区の契約制度が、利害関係者の働きかけの誘因となり得る仕組みとなっていることや、他自治体と比べて基準等が明文化されていないなど、未整備・不透明な運用となっていることについて、繰り返し大変厳しい指摘を受けたところであり、それらの指摘も踏まえた検討が必要。
- ・今年の12月末から令和5年度の準備契約の業務が始まるため、一部の項目を除いては、12月までに検討の結論を出し、次期の契約に反映させたい。
- ・委託を含む物品の契約は、年間約2,000件に及び、時期も準備契約を行う2月から3月までに集中することから、入札方式の見直しや指名業者選定委員会の開催は、対象を予定価格の大きいもの等に絞ることが実務上は現実的。
- ・指名を希望する業者名を、議員から担当課長に伝えられるケースがあったと確認しており、契約制度の見直しと合わせて、議員との関わり方を整理することが必要。なお、これらのケースについても、指名業者の選定は、伝えられた業者を優遇することはなく、基準に基づいて行っている。
- ・予定価格・最低制限価格の公表のあり方については、公表した場合のメリット・デメリットを比較しながら、公正な入札を妨げない範囲で見直しを行う必要があり、慎重な検討が必要。なお、委託契約を含む物品の契約について、予定価格を公表している区は少ない状況。
- ・区民や事業者から談合情報等を受け付ける窓口について、区ホームページへの常時掲載により、区民や事業者に周知を図ることとし、10月中に対応。
- ・区施設は業務成績評定の結果により、次年度において随意契約（特命）による契約を可能としているが、財団の施設などは同じ清掃・建物管理業務について毎年入札を行っており、そうした状況も踏まえた整理が必要。

- 委員 ・非常に専門的な内容であるため、契約に日常携わっていない者にとっては馴染みのない説明が多かったが、ここに挙げられた課題は、今回の事件において、警察に本区の制度について説明を行った結果、他の自治体との違いとして指摘された内容と、実務担当として経理課が問題意識を持った項目について、列挙したものと認識。
- 委員 ・最終的には、公契約に専門的知識のある方々に課題や解決策について意見を求めながら、見直しを行っていく流れになる。少なくとも課題として挙げた項目については、解決策を出していかなければならないが、一方で、契約件数や組織体制といった実務的な制約もあり、予定価格の規模といった対象の基準などのあり方も含めて、検討を進めていくべき。
- 委員 ・2ページの(5)データの保管方法において、厳重に隠さなければいけないデータについて、係員のみがアクセスできるフォルダを新設するとある。それほど難しい作業ではなく、年内に対応が可能なのか。また、どの範囲の職員がアクセスできるフォルダを想定しているのか。
- 事務局 ・事前に担当者レベルで確認した際には、難しい作業であるという感触ではなかった。契約事務は日常的なものであるので、可能であればさらに前倒しを検討。アクセス可能な範囲については、契約係職員のみを想定。
- 委員 ・2ページの(7)、業務成績評定による随意契約のあり方について、現在は1年目の成績が良ければ、2年目に随意契約ができるという取り扱いであるが、あらかじめ2年間または3年間の長期継続契約とすることの是非も検討すべき。
- 事務局 ・長期継続契約の場合は、2年間または3年間の仕様や、賃金の上昇分なども含めた金額を確定させた上で契約を締結しなくてはならず、困難な面もある。
- 委員 ・一方で、施設の安全管理や労働者の雇用面など、2年間連続で同じ業者に委託することのメリットもあると承知しているので、他区の状況も比較・検証しながら、一定の結論を出していきたい。
- 委員長代理 ・資料を見ていると、解決の方向性は大きく分けて2通りあり、すでに一定の方向性を見据えられている項目と、メリットやデメリットを改めて他区の状況も含め確認したうえで、見直しの可否を検討し

ていく項目がある。

- ・実施時期については、ほとんどの項目で令和4年12月と記載されており、今後、資料などを準備して本委員会での決定を経る必要があると思うが、事務局としては、実現可能なスケジュールと考えているのか。

- 事務局
- ・実施時期を令和4年12月と記載した項目については、12月までもしくはそれよりも早く結論を出さなければ、来年度の準備契約事務が進められない。
 - ・(6)②と(7)については、令和5年度以降としているが、それ以外の項目については、他区の状況も確認して12月までに結論を出す考え。

- 委員
- ・本検討委員会の設置の趣旨は、今回あったような不正行為を防止することにあるため、資料に整理された課題は非常に重要であり、契約制度を変えていくということを強く謳っていくことが必要。
 - ・1ページ(2)②の課題として「指名を希望する業者名を、議員から担当課長に伝えられるケースがある」と記載されているが、これが今回の事件にも相通ずる、議員からの圧力の具体的な部分。
 - ・これに関しては解決の方向性のとおり、議員との関わり方を整理して働きかけがあった場合の記録・公表制度を整備するとともに、ここに記載された解決策を実現すれば、類似の事件は抑止できるのではないか。
 - ・契約以外の働きかけもあるが、特に契約にかかる不正が贈賄罪といった深刻な事案に発展しやすいため、そうした不正を根絶するためには、議員との関わり方を特に集中的に見直すことが必要。

- 事務局
- ・議員の側も、業者の指名希望を伝えた場合、指名の有無も聞きたくなってしまうのではないか。その結果、指名業者名を入札前に聞き出すという不正に繋がってしまう恐れを強く感じる。

- 委員長
代理
- ・見直しの方向性については本日の説明で分かったが、次回以降、基準の案など具体的な内容やたたき台を提示してもらい、本委員会で整理・検討を進めていく。

<2 職員の倫理向上に関すること>

<3 議員等利害関係者との関わり方に関すること>

<4 その他>

事務局 (資料2に沿って説明)

- ・職員倫理の保持について、アンケートの結果、60人を超える管理職が「法令や職務上のルールを理解していない」と回答したことについては、真摯に受け止める必要。
- ・現行の倫理研修は内容がかなり広範囲にわたるため、汚職防止にはあまり時間を割けていないのが実状であり、今後は内容を細分化することについて検討。あわせて、集合型研修には部屋の確保や定員等の制約があるため、ICTの利活用によりオンライン研修を導入し、研修の機会を増加させる。
- ・集合型研修にも対面のディスカッションによる問題の深掘りを行えるといった優れた面があるため、基本的な知識の習得をオンライン研修で行うようにするなど、研修のあり方を再構築していくことが必要。
- ・オンラインと集合研修のすみ分けについては検討を始めており、令和5年度の研修から見直しを反映。
- ・契約制度の研修については、年に1度実務研修「契約」を実施しており、講師は契約係職員が務めているが、新任担当者向けであるため、内容は契約事務の流れやシステムの入力方法などが中心。
- ・本年度の実務研修が11月に開催されるため、導入部分において、秘密情報の具体的な明示や、入札談合等関与行為の類型などの説明を追加する予定。
- ・入札・契約にかかる秘密情報と段階ごとの公表可否について職員へ周知できるよう整理した表を作成した。本日の資料として用意したので、後ほど議題「4 その他」で説明。
- ・利害関係者からの働きかけに対する対応については、アンケートの結果、議員から業者の紹介や、特定の者に便宜を図るような要求等が少なからずあったことが判明したが、利害関係者への関わり方についての対応の基準や、職員が相談する窓口が無い。アンケートでも意見・要望として多かった、これらの基準や窓口等を整備することで、課題を解決していく。

- ・議員対応は管理職、具体的には課長が一人で行うことが多いため、対応に苦慮することがあり、今回の事件もまさにそのようなケースだったのではないか。
- ・その他として、対外的には公表前の情報を、議員が先にSNSで発信してしまう事例が増えてきていることや、新聞の購読を求められ、断りづらいといった現状がある。これらの課題については、本委員会のみで解決を図ることは難しく、区議会事務局と調整しながら改善を図っていく必要があるため、実施時期を「適宜」と記載。

- 副委員長
- ・契約制度の見直しを速やかに実施することはもちろん、職員倫理などの課題は、別に検討していくことが必要。また、周知や研修を実施するだけでなく、自己点検を行うといった取り組みが必要。
 - ・アンケート結果の議題において、相談窓口については、今後検討を進めていくという説明であったが、体制が十分に整っていない時点であっても、まずすぐに窓口を作ることが大事。実施時期を令和4年12月としているが、相談可能な連絡先を可及的速やかに周知すべき。

- 委員
- ・今回の契約にかかる不正行為を、一般職員が倫理の問題として捉えているかどうか。
 - ・処分された管理職は、贈収賄で現金などを受け取るなど個人的な利益を享受したわけでもなく、職員の倫理観が極めて欠如していたと思っている者はいないのではないか。
 - ・したがって、一般職員に対して倫理研修を行うといっても、心情的に受け入れられない可能性がある。研修を充実すること自体は悪くないが、課題として前面に出してしまうことについては若干疑問。
 - ・一方で、契約制度の研修や管理職が追い詰められることを防ぐための相談窓口の設置は重要。
 - ・アンケートも管理職のみを対象として行っており、管理職と一般職員とでは温度差があるということについて、気をつけて対処していくことが必要。

- 委員長代理
- ・契約の関係については、倫理観ももちろんだが、契約の内容に対する知識の不足が、秘密事項を漏らしてしまうという結果に繋がってしまう恐れがあることから、契約研修等において、江東区の実務における公表・非公表の状況等について、周知を徹底していくことが

大切。

- ・職員が今回のような事件に巻き込まれそうになったときに、防止するための基準づくり、具体的には利害関係者との接し方などを明文化すべき。今後、基準を根拠にきちんと断ることのできる状況を作り出すことも大切であり、具体的な内容を本委員会で検討していきたい。事務局には早急に作業を進めてもらいたい。

- 事務局
- ・利害関係者への対応について、どのようにしたらいいのか迷う場合は必ずあるので、基準は必要。
 - ・全ての働きかけ等を網羅できるかどうか、どこまで細かく書き込むかといった課題はあるが、アンケート結果からも、基準づくりが求められていることが分かるので、なるべくわかりやすいような形で基準の作成が必要。

- 委員長
代理
- ・基準を定めたいうえで、相談窓口を整備することが大事。マニュアルなども含め、対策を何層かにすることで、利害関係者との接し方について、不正な働きかけを受けたときに拒める体制を組織的に構築していくことが必要。

【 議題3 】 外部有識者の選定について

- 事務局 (資料3に沿って説明)
- ・第1回の委員会でも説明したが、区職員だけでなく、外部の有識者の方にも検討の内容を聞いていただき、意見を聴取したいと考え、資料に記載の3名の方を外部有識者として、意見を聴取したり、委員会に出席して意見を述べていただきたいと考えている。
 - ・いずれも本区の審議会委員や包括外部監査人補助者の経験があり、区の実情や課題について理解している方に打診を行い、承諾を得たものである。

- 委員長
代理
- ・本委員会の検討状況について、外部有識者の方々にも適宜説明をするように。

【 議題 4 】 その他について

事務局 (資料 4 に沿って説明)

- ・アンケートにおける相談窓口や組織的な体制を整備してほしいとの意見を受け、当面の再発防止策として、利害関係者から不正行為につながるような働きかけを受けた場合に、管理職が通報を行える窓口を設置。今回承認いただければ、10月17日から運用を開始。
- ・この窓口は当面の間の対応であり、通報状況によっては、やり方を変えるなど試行錯誤しながら対応。

(資料 5 に沿って説明)

- ・工事関係・物品関係の経理課契約について、「入札・契約にかかる公表状況」を新たに作成した。各事項について、公表・非公表の別、公表であればそのタイミングを一覧にしたもの。
- ・管理職向けには通報窓口と合わせて周知、一般職員向けには例えば11月の実務研修の資料のひとつとするなどして周知。
- ・表のとおり、工事関係のうち予定価格の大きいものを中心に、幾つか「公募日より公表」の項目があるものの、ほとんどの事項が「落札(契約)決定後公表」であり、入札前にはこれらはすべて秘密事項。
- ・表の右下には官製談合防止法が規定する入札談合等関与行為の4類型を掲載しており、発注関係にかかる秘密事項の漏洩は類型3。

- 副委員長
- ・議題 2 において、窓口をすぐにつくるべきとの意見を述べたが、この資料の通報窓口は少しいメージが異なっており、通報内容が利害関係者からの不正行為につながる働きかけ等に限られるなど、職員にとってかなりハードルが高い。
 - ・細かいことがいろいろと決まっていな中で、不安に思っている職員に対して、遠慮なくどんなことでも相談できる窓口があったほうがよいというのが先ほどの意見の趣旨。
 - ・通報窓口となると、現状ある公益通報制度との違いがわかりづらく、相談者の保護について明確になっていないので、どのような内容であれば通報を行ってよいのか、管理職の中に迷いが生じる。
 - ・いろいろなことを含めて、不安なことをざっくりと相談できる窓口とし、電話やメールなどの連絡先も記載すべき。今回のような事件を防ぐという狙いは分かるが、心理的なハードルを低くし、相談をしやすくする工夫が必要。

事務局 ・細かいことが決まっていないため、相談を受けた側の対応にも課題があり、相談者への回答が確実にできるかどうかはわからないが、不安を抱えている管理職がいるという意見はもっともなので、早めに窓口は設置したい。不安を抱えていることについて広く相談を受けるとした場合は、当面の対応という位置づけになる。

委員長代理 ・暫定でなく正式な窓口として受け取られてしまう可能性もある。なんでも相談できるということまでではなくても、現在職員が不安に思っていることを含め、ぜひ話にきてくださいといった柔らかい感じの表現にしてはどうか。実際に困っている管理職については、話を聞くことで、その内容を正式な窓口のあり方の検討に繋げていけるのではないか。どのくらい件数がくるのか、心配な部分もあるだろうが、もう一度内容を整理すべき。

副委員長 ・大事なものは誰もが納得できる形で進めることなので、今後、不正を未然に防ぐための窓口を設置していくが、あり方を整理している間にも問題が発生する可能性があるため、まずはいち早く窓口を作り、さまざまな相談を受けていきますという説明であればよい。

委員長代理 ・この窓口は管理職のみを対象としているが、一般職員が圧力を受けるケースも無いわけではないので、各部の中で、困ったときには部課長に相談できる体制を確保することについて徹底すべき。資料4については、周知を行う前に、もう一度内容を整理し、持ち回りで各委員へ確認するようお願いする。

委員長代理 ・以上で第2回目の委員会を終了する。

第3回江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会

会 議 概 要

【 日 時 】

令和4年11月2日（水） 17時35分～19時10分

【 場 所 】

江東区文化センター6階 第5会議室

【 出席者 】

委員長代理 総務部を担任する副区長以外の副区長
副委員長 教育長
委 員 政策経営部長、総務部長、政策経営部企画課長、
総務部総務課長、総務部職員課長、総務部経理課長
外部有識者 3名

（事務局 総務部総務課、総務部職員課、総務部経理課）

【 議 題 】

- 1 江東区契約にかかる不正行為等防止策（骨子案）について
- 2 その他

【 資 料 】

資料1 江東区契約にかかる不正行為等防止策（骨子案）
資料2 課題検討シート

議 事 要 旨

- 委員長代理 ・ これより第3回の委員会を開会する。
・ 専門的な視点からの意見をいただくため、今回は外部有識者の先生方も出席。忌憚のない意見を述べていただきたい。

【 議題 1 】 江東区契約にかかる不正行為等防止策（骨子案）について

- 事務局 （資料1に沿って説明）
・ 資料1の骨子案は、前回の委員会で説明した課題整理表をベースに、「契約制度の見直し」「職員の倫理向上」「議員等利害関係者との関わり方」「その他」の4つのカテゴリごとに、今後の再発防止策をまとめたもの。詳細は資料2で項目ごとに記載。
・ 骨子は区議会第4回定例会の企画総務委員会へ報告を予定。

- 委員長代理 ・ 個別の項目については、資料2の課題検討シートに沿って説明してもらおうが、まず、骨子案の「1 契約制度の見直し」に対応する項目について、事務局より説明願う。

- 事務局 （資料2の1～9ページに沿って説明）
・ 資料2の課題検討シートは、前回委員会の課題整理表の各項目について、現状と課題をあらためて整理し、他区の状況なども追加したうえで検討を行い、課題整理表における「見直しの方向性」を、できる限り具体的な「見直し案」として、提示させていただくもの。
< 1 - （1）入札方式の見直し >
・ 業務委託契約の一部に希望型指名競争入札を導入。対象は今回の事件が発生した「清掃・建物管理業務委託」と、この業務委託と同様、人件費の割合が多くを占め、契約期間が年度にわたるなど共通点の多い「道路・公園管理業務委託」とする。
・ 希望型指名競争入札について、他の契約への拡大も想定できるが、令和5年度は見直し案で提示した2つの区分で実施し、体制やスケジュールも含めて検証したうえで、令和5年度以降、「契約・入札制度改善検討委員会」において対象の拡大を検討。
< 1 - （2）指名基準の策定 >
・ 現行の指名業者を決定する際の判断事項は、契約係の担当者間で引き継がれていたり、適宜見直しを行ったりしてきたもので、

他の自治体と比べて見劣りする内容ではないものの、明文化がされていない。そのため、判断基準を明文化した基準を新たに策定し、区ホームページ等で公表。

< 1 - (3) 指名委員会の設置 >

- ・業務委託を含む物品の契約は、年間2,000件程度と件数が非常に多いことから、指名委員会では1-(1)で提示した希望型指名競争入札案件を審議対象として、指名業者を選定。審議対象の拡大については、令和5年度以降検討。

< 1 - (4) 予定価格の公表 >

- ・建物・清掃管理業務委託等については、毎年仕様の変更があり、人件費単価も変動するなど、予定価格等を非公表としている理由（例年ほぼ同仕様であるため、次年度の予定価格等を類推されやすい）が当てはまらないこと、また、本区においては従前より、秘密情報を不正に入手しようとする働きかけの防止というメリットを重視して、一部工事請負案件の予定価格を入札前公表としていることから、希望型競争入札案件のうち、予定価格が大きいものについて、入札前に予定価格を公表。
- ・公表対象とする予定価格の基準については、実際の案件の規模などもみて、これから決定していくが、工事請負と同様の3,000万円以上が一定のラインと想定。

< 1 - (5) 見積書の徴取方法の見直し >

- ・複数者からの見積に基づいて支出負担行為伺額を積算し、予定価格を決定する方法について、他の自治体に詳細なヒアリングを行うなどして引き続き検討。また、支出負担行為伺額は予算計上額が上限となるため、予算所管課との調整も必要。

< 1 - (6) データの保管方法の強化 >

- ・今回の事件を受け、可能な限りセキュリティを向上すべきとの考えから、入札事務に直接従事する契約係の職員のみがアクセス可能なフォルダを庁内ファイルサーバに新設し、10月31日から運用を開始。

< 1 - (7) 談合情報の連絡先の周知 >

- ・談合情報対応マニュアルの改定後、区ホームページに連絡先等を常時掲載するが、あわせて、指名業者に送付する指名通知書にも連絡先を記載するなどして、通報を受け付ける体制やマニュアルが存在することをアピール。

< 1 - (8) 入札結果の検証 >

- ・第三者機関である入札監視委員会の設置には、委員報酬等の予算措置が必要であるため、見直し案について本委員会で方向性が承認されしだい、令和5年度当初予算に追加要求。

< (業務成績評定による随意契約のあり方) >

- ・本項目は、課題整理表に掲載を行ったものの、検討の結果、現在の方針を維持。骨子案には反映せず、検討内容のみを報告。
- ・2年目の契約を随意契約としている現在の契約方法から、複数の区で導入されている長期継続契約へ変更することについては、今後慎重に検討。最短で令和6年度の契約から実施。

外部有識者 ・ 契約の種類に「工事」と「物品」の大きな区分があり、業務委託契約が物品の契約に含まれるとの説明であったが、業務委託は通常工事に含まれるという印象。これは江東区独自の区分か。

事務局 ・ 区が発注する案件の入札に参加するための業者登録を、東京都の区市町村等が参加する「東京電子自治体共同運営サービス」で行っているが、その際の共通の区分が、「工事」と「物品」の2種類。「工事」は建設業許可などの専門資格や経営事項審査が必要なものが多く、「物品」はそれ以外で、建物清掃や人材派遣などの委託のほか、モノの購入や印刷物の作成などが含まれるなど、業種の区分が非常に多い。

委員長代理 ・ 業務委託契約1,600件余のうち、清掃・建物管理委託等は110件程度に過ぎないが、他には委託案件はどのような内容か。

事務局 ・ 各種システムの構築や改修、イベントの運営など、業務委託契約の内容は非常に多岐にわたることが特徴。

外部有識者 ・ 1 - (1) の入札方式の見直しについて。複数の方式を併用している区が多いと思うが、今回の見直しにおいて、入札の王道とされる一般競争入札を選択せず、希望型指名競争入札を導入することとした理由は。

事務局 ・ 一般競争入札を導入している区は多いが、その対象は土地の貸付や売却が中心であり、委託案件については希望型指名競争入札を導入している区が多い。一般競争入札の実施には、参加申込者が少ないと再公募とせざるを得ないなど、限られた準備契約の期間で

はハードルが高い面もあり、希望型指名競争入札を選択。

外部有識者 ・ 1 - (4) の予定価格の公表について。平成28年度の包括外部監査では、予定価格3,000万円以上の工事請負契約について、予定価格を入札前公表としている理由が、はっきりと示されていなかったが、事務局から説明のあったとおり、秘密情報を不正に入札しようとする働きかけの防止に重点をおいているためか。

事務局 ・ 入札の透明性や公正性を高めるということが公表の大きな目的だが、入札前公表と入札後公表のどちらが良いかという点については、本区の場合、不正な働きかけを防止するという観点重視して、一定額以上の案件を入札前公表としている。なお、23区では入札前公表としている区が多く、国は入札後公表。

外部有識者 ・ 不正防止には入札前公表が有効だが、前述の包括外部監査では、予定価格を公表している案件のほうが、公表していない案件より明らかに落札率が高くなっていた。落札価格が高止まりする傾向は事実として避けられないと思うが、入札前公表からはじめて、いずれ入札後公表に変更するという選択肢もある。今回、不正防止を目的に入札前公表とするのは理解できるが、経済性という観点からは、落札率などを注視していくことが必要。

委員長代理 ・ 入札前公表・入札後公表のいずれにもメリットとデメリットがあるため、どのようにバランスをとっていくのかが重要。今後、公表を行う予定価格の規模の設定などを検討していく中で、そうした点を十分に考慮していくべき。

外部有識者 ・ 1 - (7) 談合情報の連絡先の周知について。受付窓口を周知するのは良いが、法に違反する行為が疑われるとの判定は誰が行うのか。また、工事請負契約であれば、公正取引委員会に通報する義務があると思うが、業務委託契約についても同様か。

事務局 ・ 公正取引委員会への通報については、業務委託契約も工事請負契約と同様に対応。法律違反の判定は内訳書の確認や入札参加業者へのヒアリングに基づき、契約係が行うが、その結果、疑いが捨てきれない場合は、公正取引委員会に通報。

- 外部有識者 ・ 資料を見て、江東区の業務委託契約にかかる制度が非常に整っていないかったということを感じ。提示した見直し案をきちんと実施していくには、組織の体制を確立することが必要。指名委員会の設置などには職員の負担も生じるのではと懸念するが、人員体制についての見直しは。
- 事務局 ・ ご指摘のとおり、工事請負契約については近年大幅に見直しが行われ、新しい制度になっている一方、今回事件が起こった業務委託契約については、従前の制度から見直しが行われないまま今日に至っている。
- ・ 今回、契約方式などを見直しの対象を清掃・建物管理業務委託と道路・公園管理業務委託に絞っているが、現行の組織体制も踏まえてスモールスタートとした。見直しの実施後、対象を拡大していくにあたっては、業務の負担増も見据えた検討が必要。
- ・ 現行の工事請負契約を対象とした指名委員会は、副区長と関係部課長で構成されており、開催頻度はおおむね月 1 回、開催時間は 30 分から 1 時間程度。業務委託契約の 110 件程度を新たに審査対象としても、委員の負担は大きく増加しない見込み。
- 外部有識者 ・ 委員会を設置しても、会議のためのマニュアルをきちんと整備しないと、形式的なものにとどまってしまう可能性がある。大変な作業になると思うが、準備をしっかりと進めていくべき。
- 委員長代理 ・ 令和 5 年度の準備契約を進めていくため、早急に検討を行う必要がある項目と、やや時間に猶予がある項目とがある。入札監視委員会の設置や長期継続契約の検討については、少し時間をかけて、検討や準備を行っていくことが可能。
- 副委員長 ・ 江東区の契約制度に課題があるという外部有識者からの指摘は重く受け止めるべき。制度の見直しを進めていくにあたり、平均レベルではなく、さらに上のレベルを目指すことが必要。
- ・ 課題検討シートに「23 区の状況（他区の状況）」欄があるが、「他自治体の状況」とし、23 区に限らず、政令指定都市や都道府県等の好事例・悪事例も記載すべき。本区の事件や検討状況は、他区からも注視されているはずで、23 区を基準に検討を行っているようでは、他区の見本にはならない。

委員長代理 ・次に、骨子案の「2 職員の倫理向上」「3 議員等利害関係者との関わり方」「4 その他」について、事務局より説明願う。

事務局 （資料2の10～14ページに沿って説明）

< 2 - (1) 職員倫理の保持 >

- ・公務員倫理研修は全職員約2,700人を対象に実施。
- ・現行の集合型研修は、大人数を収容できる会場の確保や、参加する職員の職務の都合といった制約が多く、7～8年に1回受講する周期となっているが、その頻度を上げ、基礎・基本の徹底を図るため、eラーニング研修を実施。
- ・現行の集合型倫理研修についても非違行為に特化した内容へと見直しを図り、管理職と係長職はアンケート結果を踏まえて3年に1回、一般職の職員は6年に1回の頻度で、職層に合わせた具体的事例を用いた研修へ再構築。

< 2 - (2) 契約制度の研修・周知 >

- ・公正取引委員会が各自治体へ研修講師を派遣する制度を活用し、早急の再発防止策として、令和4年度中に全管理職を対象とした集合型研修を実施予定。
- ・本年11月に実施する実務研修「会計・契約」においても、本区の入札・契約制度における具体的な秘密事項や、入札談合関与行為の類型、情報漏洩のリスクなどを説明。

< 3 - (1) 議員等利害関係者からの働きかけに対する対応 >

- ・利害関係者への関わり方についての基準については、業者・業界団体との関わり方の基準と、議員との関わり方の基準を別々に作成する方針。
- ・不当な要求を受けた際に管理職が相談できる窓口を当面の間という形で設置済みであるが、相談を受けた際の記録のあり方や、解決の手順などを今後検討。

< 4 その他 >

- ・1～3のどのカテゴリにもあてはまらないため、「4 その他」として記載。
- ・議員からのSNSの情報発信や新聞の購読依頼などについては、区議会と調整しながらの検討が必要。

外部有識者 ・2 - (1) 職員倫理の保持について。eラーニングは全職員を対象とするが、集合型研修のように職層別に内容が異なるのではなく、

全員が同じ内容を受講するのか。

- 事務局 ・ 研修内容については今後具体的な検討を進めるが、今回の事件のように指名業者数や指名業者名を漏らすことが法令に違反することを知らなかった管理職がいたというアンケート結果も受け、eラーニングは各分野における基本的事項を確認する機会と位置づけ、職層による差別化は現時点では考えていない。
- 外部有識者 ・ 倫理に関する集合型研修は、あらゆる組織や企業体で行われているが、形式的・アリバイづくりになりがち。内容を深めるためには、課題に記載されているように、個別事項を掘り下げた知識の定着が大事であるが、具体的事例をまとめた資料を作成し、職員が常時確認できるようにすると良い。弁護士の場合は、会報において、具体的な非違事例や懲戒処分が実名入りで公開。
- 委員長代理 ・ アンケートにおいても、公務員倫理に関する研修の充実について、「職員倫理違反の事例を多く取り上げる」との回答が最多。そうした点も踏まえて事務局から回答を。
- 事務局 ・ 具体的な事項の提供は常時できるのではないかという指摘について、貴重な意見として受け止め、eラーニングの研修内容等へ反映することを検討。集合型研修については、具体的事例を取り上げ、これらについて参加職員がディスカッションや情報交換を行いながら、知識の定着を図れることがメリット。
- 委員長代理 ・ 集合型研修という形にとらわれず、冊子の作成など、職員が定期的に具体的事例を確認できる取り組みを検討すべき。
- 外部有識者 ・ 具体的事例を常時確認できる手段として、職員限定のネット環境を活用してヒヤリ・ハット事例などを提供する方法も提案。
- 外部有識者 ・ 4 その他の新聞の購読について。購読する場合の契約者は区となるのか。また、購読紙の数は。
- 事務局 ・ 各個人が契約のうえ私費で購読料を支払っており、購読紙の数は個人によって異なる。
- 副委員長 ・ 3－（1）議員等利害関係者からの働きかけに対する対応は、職員が一番心配しているところ。契約に関する関わり方については、

整理がある程度容易だと思うが、契約以外に関する関わり方は、飲食の誘いや物品の授受など、内容がさまざま。

- ・「4 その他」に記載の新聞購読の働きかけは、議員からの働きかけであるため、「3-（1）」の項目へ移すべき。そのうえで、議員からのSNSの情報発信のルールは、議会側に伝えて検討していただく内容であるため、「4 その他」のシートは不要。

委員長代理 ・アンケートにおいても、再発防止策について「利害関係者への対応基準の作成」が最多。職員を不正行為から守っていくことが必要。そうした視点から、事務局より補足すべき内容は。

事務局 ・いただいた意見を踏まえて、次回の委員会までに課題検討シートの見直しやブラッシュアップを実施。

委員長代理 ・委員会終了後に、追加の提案や質問が生じた場合は、メールや電話等で事務局に寄せていただく。

【 議題2 】 その他

事務局 ・本日いただいた意見などを踏まえて、骨子を確定する予定。

委員長代理 ・以上で第3回の委員会を終了する。

第4回江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会

会議概要

【日時】

令和4年12月27日（火） 9時00分～10時20分

【場所】

江東区防災センター4階 災害対策本部室

【出席者】

委員長代理 総務部を担任する副区長以外の副区長
副委員長 教育長
委員 政策経営部長、総務部長、政策経営部企画課長、
総務部総務課長、総務部職員課長、総務部経理課長
外部有識者 3名

（事務局 総務部総務課、総務部職員課、総務部経理課）

【議題】

- 1 防止策の検討について
- 2 その他

【資料】

資料1 課題検討シート（12月27日時点）
（別紙1）契約種別と契約制度の見直し
（別紙2）令和4年度 業務委託契約（準備契約）一覧
（別紙3）準備契約実施スケジュール(案)
（別紙4）物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準 概要（案）
（別紙5）談合情報の通報窓口について（江東区ホームページ）
（別紙6）談合情報対応マニュアル 概要（案）
（別紙7）入札監視委員会の設置について（案）
（別紙8）令和4年度 特別研修「入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）研修」
（別紙9）一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱いについて（案）

議 事 要 旨

- 委員長代理
- ・これより第4回の委員会を開会する。
 - ・専門的な視点からご指摘をいただくため、今回も外部有識者の先生方が出席。

【 議題 1 】防止策の検討について

- 委員長代理
- ・内容が多岐にわたるため、分割して検討。まず、「契約制度の見直し」について、事務局よりポイントを中心に説明願う。

- 事務局
- (資料1・1～8ページ、別紙1～7に沿って説明)
- ・前回の委員会で、本区の契約の種別が分かりづらいとの意見があったため、契約種別の一覧と、制度の見直しがどの範囲を対象としているかを図にまとめた(別紙1)。
 - ・「物品」のうち「委託」、その中でも建物清掃や道路・公園清掃などが今回の不正防止の主要なターゲットであり、これらの契約に希望型指名競争入札や予定価格の公表を導入するが、指名基準は「物品」全体を対象、入札監視委員会は「工事」も含む区の契約すべてを対象とするなど、より広い範囲で制度の改善を図ることが可能。
 - ・資料1の課題検討シートは、検討の進捗に伴い、前回から変更した部分を赤字で記載。
- < 1 - (1) 入札方式の見直し >
- ・建物清掃、道路・公園清掃などに希望型指名競争入札を導入するが、実際にどのような契約が該当するのか、令和4年度の実績ベースで一覧表を作成(別紙2)。
 - ・希望型指名競争入札の実施スケジュールは、1月中旬の指名業者選定委員会で公募要件を決定のうえ1月末までに公募を行い、2月上旬に再び委員会を開催して指名業者を決定し、指名通知書を送付する流れ。公募の手続きが新たに追加されるため、現行の指名競争入札より事務は煩雑(別紙3)。
- < 1 - (2) 指名基準の策定 >
- ・これまで契約係の内規や引継ぎ事項としてのみ存在していた指名業者数や指名にあたっての判断事項を、基準として明文化。あわせて、運用について必要な内容を定めた「運用基準」も別途整

備。決定次第、ホームページ等で公表（別紙4）。

< 1 - (3) 指名委員会の設置 >

- ・希望型指名競争入札の導入にあたり、物品関係の入札参加者を
選定する委員を、副区長のほか政策経営部と総務部の関係管理
職と定め、令和5年度準備契約から指名業者選定委員会を開催。

< 1 - (4) 予定価格の公表 >

- ・工事契約において3,000万円以上の予定価格を入札前に公表
していること、建物清掃では主な施設単独の案件が、おおむね
3,000万円以上の規模であることから、業務委託契約の希望
型指名競争入札案件のうち、予定価格が3,000万円以上のも
のについて、入札前に予定価格を公表。
- ・参考として、別紙2の準備契約一覧において、令和4年度の契約
金額が3,000万円以上の案件に○印を付した。

< 1 - (7) 談合情報の連絡先の周知 >

- ・談合情報の通報窓口を周知するコンテンツを、11月に区ホー
ムページへ掲載（別紙5）。
- ・改訂予定の談合情報対応マニュアルには、入札談合に関する情
報の把握や、公正入札調査委員会が行う審議・業者への事情聴取
等について記載。また、談合の事実の確認の有無に関わらず、調
査を行った事案については、すべて公正取引委員会と警視庁へ
報告（別紙6）。

< 1 - (8) 入札結果の検証 >

- ・入札監視委員会設置の案として、委員は学識経験者または専門
知識を有するもの3名、審議対象は区が発注する契約すべて、開
催頻度は年2回程度を想定（別紙7）。

外部有識者 ・別紙2「令和4年度 業務委託契約（準備契約）一覧」について、
網掛けとなっている契約5件は随意契約（特命）となっているが、
希望型指名競争入札には移行しないのか。

事務局 ・令和4年度の実績で一覧を作成したが、入札方式については令
和5年度の予定を記載。網掛けの5件は、令和4年度が指名競争
入札で、これから実施する業務成績評定の結果、普通以上の評価
であれば、令和5年度は随意契約（特命）が可能となる契約。「業
務成績対象」欄に○印を付した契約は、今後の制度では、希望型
指名競争入札と随意契約（特命）を1年おきに実施するため、網

掛けとなっている5件についても、令和6年度は希望型指名競争入札に移行する予定。なお、道路・公園清掃等は、業務成績評定が導入されていないため、毎年希望型指名競争入札を実施。

- 副委員長
- ・別紙2の「契約金額」欄に○を付しているように、予定価格の公表を3,000万円以上としたことについて。区民目線に立つと、工事と同様の3,000万円以上に留めるのではなく、より不正を防止するという観点から、副区長への委任範囲と同様の1,000万円以上とすることも可能か。
- 委員長代理
- ・予定価格の事前公表には、秘密事項を不正に聞き出そうとする働きかけの防止となる一方、デメリットもあることを踏まえて事務局から回答を。
- 事務局
- ・事前公表の一般的なデメリットは、落札価格の高止まりや、談合を容易にするという点。委託を含む物品契約の予定価格の公表は区として初の取組みであるため、まずは工事と同様の3,000万円以上の案件で公表を行い、入札の結果を検証。防止策として有効であると検証できれば、1,000万円以上への拡大も可能。入札監視委員会を設置した場合、第三者の視点からも有効性を審議可能。
 - ・建物清掃において、3,000万円以上の契約は、すべて単独施設の案件だが、1,000万円以上の契約の中には、保育園や福祉会館など、複数施設を1つの契約にした案件も含まれており、予定価格の公表に馴染むかも課題。
- 外部有識者
- ・別紙4「物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準 概要(案)」について、何を参考に作成したのか。また、「5 指名業者数」については、「これにより難しい場合は、指名業者数を変更することができる」とあり、実際指名する際に無理のある数字だと、形骸化するおそれがあるが、どのように決定したのか。
- 事務局
- ・指名基準の作成にあたっては、他自治体の基準、特に23区の基準はすべて確認しつつ、これまで本区で判断事項としてきたものを基準・運用基準に盛り込んだ。策定前後で指名の考え方が大きく変わらないよう、また、公表した際に説明ができるように内

容を精査。

- ・指名業者数については、契約係のマニュアルに記載し、これまで運用してきたものを若干修正のうえ整備。

外部有識者 ・別紙6「談合情報対応マニュアル 概要(案)」のフロー図について。談合情報が報告された後、調査に値しないと判断する場合の基準は。また、その基準をマニュアルに記載するのか。

事務局 ・情報の内容が具体性を伴っていない場合や、明らかに区が発注する契約と関係のない情報である場合のみ、調査に値しないと判断。基準を詳細にマニュアルへ明記することは予定していないが、情報が寄せられた場合は公正入札調査委員会を必ず開催し、個別具体的かつ慎重に審議。

外部有識者 ・別紙7「入札監視委員会の設置について(案)」のうち、委員会に報告する資料は、経理課契約係が作成することになるのか。委員会の設置にあたり、組織変更等は必要ないのか。

事務局 ・委員会へは、入札及び契約手続きの運用状況について年2回程度報告を行うが、他区と同様、契約全体の落札率や傾向等のデータを提出することを想定。資料については契約係が作成・準備を行うべきと考えており、組織変更の予定はない。

外部有識者 ・入札に対する監視機能を有効に働かせるためには、外部機関である入札監視委員会を設置するだけではおそらく限界があり、同時に、区の内部における監視体制を整備していくことも重要と考える。制度開始後に、委員会への報告を行う過程で整備が進むことも考えられるので、負担が重くなり過ぎないレベルでスタートし、必要に応じて検討願う。

委員長代理 ・次に、「職員の倫理向上」について、事務局より説明願う。

事務局 (資料1・10～12ページ、別紙8に沿って説明)

<2-(1) 職員倫理の保持>

- ・eラーニング(公務員倫理)研修については、令和5年度から全職員が自席で基礎・基本事項を確認することができるよう準備。

- ・集合型公務員倫理研修については、予算措置に向けて折衝中だが、前回委員会の意見を受け、不祥事案の具体的な事例をもとに実践的な研修を行えるよう構築。

< 2 - (2) 契約制度の研修・周知 >

- ・公正取引委員会講師による集合研修は、令和5年1月27日に開催決定。対象は原則として全管理職、官製談合防止法における違反行為の4類型や発生したリスク等について、事例を中心に講義（別紙8）。

外部有識者 ・資料1・10ページのeラーニングと集合型研修について。2つの研修のテーマは重複しないようにするのか。

事務局 ・eラーニングについては毎年実施するため、テーマを随時変えていくが、法律など基礎・基本事項の再認識が目的。一方、集合型研修は、基礎・基本事項を踏まえた上での具体的な事例の学習が目的であるため、同じテーマであっても、内容についてはすみ分けを行っていく考え。

外部有識者 ・集合型研修の研修目的には汚職防止と記載があるが、eラーニングでは取り上げないのか。

事務局 ・汚職防止について、事例紹介という形でeラーニングでも取り上げは可能。集合型研修では具体的事例についてさらに踏み込んで、背景や未然防止策、各職層における対応などを学習。

委員長代理 ・議題の最後に、「議員・利害関係者との関わり方」について、事務局より説明願う。

事務局 （資料1・13ページ、別紙9に沿って説明）

< 3 - (1) 議員等利害関係者との関わり方 >

- ・前回委員会において、議員との関わり方の基準と、業者等の関わり方の基準を別々に作成すると説明。今回は議員との関わり方の基準について概要を作成（資料9）。
- ・働きかけの対象となる職員には、管理職のみならず一般職員も含む。また、今回事件が発生した契約業務だけでなく、より幅広い業務にかかる不正な働きかけや不当要求があった場合の取扱

いについて規定。

- 不正な働きかけの定義について、「正当な理由なく、特定の者に対して有利又は不利な取扱を求めること」は、ある区民を特定の保育園に入れるよう求めたり、基準を満たさないにもかかわらず生活保護を受給できるよう求めたりといった事例、「正当な理由なく、特定の者に対して義務のないことを行わせ、又は特定の者の権利の行使を妨げることを求めること」は、職場を異動して権限がないにもかかわらず、異動前の職務をするよう依頼されるような事例、「正当な理由なく、執行すべき職務を行わず、又は定められた期限までに執行しないことを求めること」は、条例等に違反して区有地に設置している物を撤去しないよう働きかけるといった事例を想定。
- 不当要求とは、要求内容が必ずしも不正なものではなくても、「暴力行為」や「どうかつ」など、要求の仕方に問題があり、職務の公正な遂行の妨げとなることが明白であるものと定義。
- 不正な働きかけ等を受けた職員は、働きかけ等をする者に対し、内容を記録することや、記録が開示請求の対象となることなどを説明し、未然に働きかけ等を防ぐように対応。
- 不正な働きかけ等を受けた職員から報告を受けた管理職等は、総務部長に相談することと記載しているが、働きかけを受けた職員の職層等に応じて、総務課長及び総務係長も連携しながら対応。
- 運用状況の公表については、各事案の詳細についてではなく、不正な働きかけ等で定義している分類ごとの件数を、ホームページで公開する方向で検討。

委員長代理

- 議員との関わり方については、できる限り具体的に規定した方がよい。別紙9「3 不正な働きかけの定義」には、数多くの内容が列記されているが、職員にとって、具体的にどのような内容か分かることが重要。

委員

- 別紙9「2 一定の公職にある者等の定義」について、「地方公共団体の長、副知事及び副区市町村長」とあるが、本区の区長と副区長も含まれるのか。その場合、「6 総務部長または総務課長の対応等」において、情報を適宜区長及び副区長に報告するという規定はどのように取り扱うのか。

- 事務局 ・現時点の案では本区の区長と副区長も、一定の公職にある者等に含む。万が一区長から働きかけ等があった場合の相談先としては、副区長になると想定。
- 委員長代理 ・区長と副区長を一定の公職にある者等に含めることについて、外部有識者の方々の見解は。
- 外部有識者 ・除外する理由がない限りは、区長・副区長も当然含めるべき。
- 委員長代理 ・長や副区市町村長の取扱いについては、他自治体の基準なども参考にして整理を。
- 委員 員 ・対象を一般職員にも広げているが、区長や副区長のほか、部課長からも不当な働きかけ等を受ける可能性があるため、対象をどこまで広げるかは慎重に検討すべき。
- 事務局 ・一般職員が不当な働きかけ等を受けるケースは少ないと考えているが、可能性がゼロとは言えないため、対象に加えた。意見を踏まえて対象については慎重に検討。
- 外部有識者 ・別紙9「5 不正な働きかけ等を受けた職員及び管理職の対応」において、「職務上知り得た秘密を漏らすことを求める内容であるときは、明確に拒否する。」とあるが、不正な働きかけ又は不当要求を受けた場合には、「明確に拒否」との記載が無いのはなぜか。
- 事務局 ・不正な働きかけに該当するかどうか、その場では判断に迷う場合もあるので、内容の記録や、開示請求等の対象となることを相手に伝えるというワンクッションを置いた。基準の条文には、「不正な働きかけ等であることが疑わしい場合」などと記載することも検討。
 ・一方で、職務上知り得た秘密を漏らすよう働きかけられるケースは、不正な働きかけであることが明確であるため、すぐに拒否すると規定。

- 外部有識者 ・最終的に不正な働きかけ等と判断されたときには、働きかけ等を拒否するという文言を基準に明記したほうがよい。
- 事務局 ・条文化する際には、働きかけに対する最終的な回答についても明文化していく考え。
- 外部有識者 ・別紙9「5 不正な働きかけ等を受けた職員及び管理職の対応」において、2点目の「内容を記録し」と、5点目の「記録票を作成する」はどのように異なるのか。
- 事務局 ・同じ行為を指す。
- 外部有識者 ・別紙9「7 記録票の管理等」において、「記録票は各課および総務課において保存する」とあるが、保存期間は何年か。
- 事務局 ・5年間と想定。
- 外部有識者 ・5年間とした理由は。
- 事務局 ・長期計画など区の重要決定事項などは長期保存だが、一般的な事務文書は5年保存であるため。
- 外部有識者 ・他自治体に情報公開請求を行ったとき、保存期間が過ぎており文書が存在しないといった例があった。記録票を贈賄などの不正行為があったことの証拠と考えると、それらの罪の時効期間を考慮すべき。例えば汚職の罪については時効が10年。
- 事務局 ・意見を踏まえて保存期間を検討。
- 外部有識者 ・不正な働きかけ等に対して、どのような手段で相手への回答を行うのか。
- 事務局 ・働きかけも様々な方法で行われると考えられ、その場で明確に拒否できるものであれば口頭で回答可能だが、上司に相談しながら組織的に対応する場合は書面で回答。

委員長代理 ・ 基本的には回答は口頭だけでなく、何らかの形で記録を残すことが望ましい。

【 議題 2 】 その他

委員長代理 ・ 事務局から報告することはあるか。
事務局 ・ 議会においても事件を受け「汚職防止対策等検討会」を設置して検討を進めており、11月には議員向けのアンケートを実施して結果を公表。
・ 次回の第5回委員会は1月24日に開催予定。これまでの項目ごとの検討結果の整理や、利害関係者との関わり方の基準について検討を行う予定。

委員長代理 ・ 以上で第4回の委員会を終了する。

第5回江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会

会 議 概 要

【 日 時 】

令和5年1月24日（火） 17時30分～19時25分

【 場 所 】

江東区防災センター4階 災害対策本部室

【 出席者 】

委員長代理 総務部を担任する副区長以外の副区長
副委員長 教育長
委 員 政策経営部長、総務部長、政策経営部企画課長、
総務部総務課長、総務部職員課長、総務部経理課長
外部有識者 3名

（事務局 総務部総務課、総務部職員課、総務部経理課）

【 議 題 】

- 1 江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会のこれまでの取組について
- 2 防止策の検討について
- 3 その他

【 資 料 】

資料1 江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会のこれまでの取組
資料2 江東区契約にかかる不正行為等防止検討報告書（案）
（別紙1）江東区希望型指名競争入札実施要綱
（別紙2）江東区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準
（別紙3）江東区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準の運用基準
（別紙4）江東区指名業者選定委員会設置要綱
（別紙5）江東区が発注する契約に係る入札予定価格の公表取扱要綱
（別紙6）談合情報対応マニュアル
（別紙7）令和5年度 公務員倫理研修（不祥事防止）実施について

(別紙 8 - 1) 一定の公職にある者等からの不正な働きかけに関する取扱
規程 (案)

(別紙 8 - 2) 一定の公職にある者等 (区議会議員など) からの不正な働き
かけに関する取扱いについて

(別紙 9 - 1) 利害関係者との接触に関する指針 (案)

(別紙 9 - 2) 利害関係者 (事業者など) との接触に関する取扱いについて

議 事 要 旨

- 委員長代理
- ・これより第 5 回の委員会を開会する。
 - ・専門的な視点からご指摘をいただくため、今回も外部有識者の先生方が出席。

【 議題 1 】 江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会のこれまでの取組について

- 事務局
- (資料 1 に沿って説明)
- ・資料 1 は、これまでの本委員会における取組状況の全体の概要を、1 枚のペーパーにまとめたもの。
 - ・「1 現状の把握」は、事件の概要や管理職アンケートの実施結果、「2 課題の整理」では、現行の業務委託契約における課題やアンケート結果を踏まえ、「契約制度の見直し」「職員の倫理向上」「議員・利害関係者との関わり方」の 3 つの視点から課題を整理。「3 再発防止に向けた取組」では、3 つの視点に基づく、今後取り組んでいく内容を記載。
 - ・今後、本資料を議会や職員向けの説明に活用。
- 外部有識者
- ・「3 再発防止に向けた取組」の 3 つの視点は、優先順位なくすべてが重要だと思っているが、この資料では、「契約制度の見直し」の記載スペースが他の 2 つの視点より大きくなっており、他の 2 つが軽んじられている印象を受ける。資料から受けるイメージも大事であるため、見せ方に工夫が必要。
 - ・「職員の倫理向上」では、集合型研修における不祥事防止に向けた職員の意識改革がまず重要であり、そのあと e-ラーニングに

よる知識維持という順番ではないか。現状の記載方法ではインパクトに欠け、意識改革面が伝わりにくい。資料においては記載の順番やコメントの有無なども大事であり、説明が不足している印象。実際に行おうとしていることがきちんと伝わるよう記載する方が良い。

委員長代理 ・資料1については、委員や外部有識者だけでなく、区民や職員にとって分かりやすく記載することが必要。内容を精査願う。

事務局 ・資料の見せ方は非常に重要な観点。現在は箇条書きとしている部分を、優先順位を考えつつ修正したり、「契約制度の見直し」と他の視点がバランスよく均等となるよう工夫し、あらためて委員と外部有識者の先生方に見ていただく。

【 議題2 】防止策の検討について

委員長代理 ・資料2「江東区契約にかかる不正行為等防止検討報告書（案）」について、まず、冒頭から「7 各検討項目の現状と課題」までを、事務局から説明願う。

事務局 (資料2・1～9ページに沿って説明)

- ・報告書には事件発覚から委員会の立ち上げの経過、検討結果等を記載。3月末の完成を目途に執筆を進めており、途中経過という形ではあるが、現時点での案を本日は説明。
- ・「1 はじめに」は作成中、「3 事件の概要」については、裁判が終結していないため事件の全容が判明していないが、把握できる範囲で記載を行う予定。
- ・「4 江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会の設置」には本委員会の設置目的や検討事項を、「5 委員会の開催状況」には第1回からこれまでの開催状況を記載し、今後も委員会開催ごとに更新。
- ・「7 各検討項目の現状と課題」は、「契約制度の見直し」「職員の倫理向上」「議員・利害関係者との関わり方」の3つの視点から、それぞれの現状と課題を記載。

委員長代理 ・次に、資料2の「8 契約にかかる不正行為等防止策」のうち、

「(1) 契約制度の見直し」について、前回の委員会後に作業を進めてきた内容も合わせて説明願う。

- 事務局 (資料2・10～12ページ、別紙1～6に沿って説明)
- ・契約制度の見直しについては、前回の委員会で検討をほぼ完了したため、課題検討シートの見直し内容や委員会の質疑等を含め、防止策を記載。
 - ・別紙1～6は検討結果を踏まえて新たに策定した要綱・基準等。
 - ・防止策として導入することとした令和5年度準備契約の希望型指名競争入札の公募を、本日1月24日からホームページで公表。
- 委員長代理
- ・本日希望型指名競争入札案件を公表したとのことだが、制度が変わったことで、業者から問い合わせや苦情が入っているか。
- 事務局
- ・問い合わせは本日数件程度で、資格要件など、制度の内容に関する確認が多くなっている。苦情は特になし。
- 外部有識者
- ・今回の公募から予定価格の公表を行っているが、予定価格はどのように決定しているのか。
- 事務局
- ・所管課が予算要求の際に、複数者から見積を徴取し、予算額が決定。原則として予算の範囲内で所管課が設計した支出負担行為伺額を参考に、経理課において予定価格を決定。
- 外部有識者
- ・見積はどの事業者から徴取するのか。また、見積を徴取した事業者を入札に参加させることは可能なのか。
- 事務局
- ・見積の徴取先は経理課から特に指定していない。見積を徴取した事業者を指名することは可能。
- 外部有識者
- ・希望型指名競争入札に移行するにあたって、業者への周知はどの程度行ったのか。
- 事務局
- ・ホームページへの掲載・経理課窓口への掲出に加えて、対象の営業種目に登録している全区内事業者あて、制度の変更と公募ス

ケジュールを郵送で周知。

- 外部有識者
- ・要綱や基準の決定日がそれぞれ1日ずつ異なっているのはなぜか。
- 事務局
- ・要綱や基準同士で他の条文等を引用している部分があるため、例規の担当部署へ相談の上、順番に日付をずらして決定。
- 委員長代理
- ・今回の希望型指名競争入札の導入等は、区として初めての試みであるため、実施した結果や生じた課題を、公表して差し支えない範囲で次回の委員会において報告願う。
- 委員長代理
- ・次に、資料2の「8 契約にかかる不正行為等防止策」のうち、「(2) 職員の倫理向上」について説明願う。
- 事務局
- (資料2・12～13ページ、別紙7に沿って説明)
- ・別紙7には集合研修の今後の方向性を記載。意識改革と職場づくりに重きをおいて実施し、不祥事事例に共通する発生要因を明らかにして予防策・対応策を身につけるとともに、各々の職場に適合したマニュアル(仕組みづくり)を作成する内容を想定。
- 外部有識者
- ・各自の職場のマニュアルについては、研修の中で作成を行うという考えか。
- 事務局
- ・研修でマニュアルの作成方法を習得した後、各職場において管理職が中心となってマニュアルを作成するという流れを想定。
- 委員長代理
- ・次に、資料2の「8 契約にかかる不正行為等防止策」のうち、「(3) 議員・利害関係者との関わり方」について説明願うが、事務局が作成した規程等に対して、外部有識者の先生方や委員から、ぜひ色々と意見をいただきたい。
- 事務局
- (資料2・13ページ、別紙8-1・2、9-1・2に沿って説明)
- <一定の公職等にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程の策定>
- ・区議会議員などとの関わり方について、前回の委員会で概要(案)

を示したものを別紙８－１の規程として整理。説明用の資料として別紙８－２を作成。

- ・別紙８－２「６ 相手方への回答」において、不正な働きかけを行った相手への回答は文書または口頭で行うと記載したが、その場で明確に拒否するような場合は口頭での回答となるものの、それ以外は前回の委員会でも指摘があったとおり、文書での回答が基本。また、「７ 記録票の保管・公表」は、記録票の保存年限を前回は５年間としていたが、前回の指摘を受けて１０年間に変更。

<利害関係者との接触に関する指針の策定>

- ・事業者などと区の間で行われる各種業務にあたり、区民からの信頼を損ねることのないよう、職員の行動指針案を別紙９－１のように策定し、本日初めて提示。別紙９－２は説明用の資料。
- ・別紙９－２「２ 利害関係者」のうち、許認可や補助金交付、入札の業務に利害関係のある者には、申請・申込をしている者や、申請・申込をしようとしている者を含む。「３ 禁止行為」のうち、「無償でサービスの提供を受ける」とは、タクシーに乗せてもらうといった場合を想定。また、いかなる場合も３の行為を禁止してしまうと業務に支障の出てくるケースもあるため、「４ 禁止行為の例外Ⅰ」「５ 禁止行為の例外Ⅱ」を規定。「６ 上司の承認」を求める場合は、囲みに記載した「区民から疑惑をもたれないか」「社会通念上相当か」に加え、「職務に関連するか」もポイント。
- ・この指針は、国家公務員の規程やさまざまな他自治体の指針を参考にしながら作成しているが、本区としては初めて明文化するため、色々と意見をいただきたい。

外部有識者 ・規程・指針（別紙８－１、９－１）だけでなく、それぞれ説明の資料（別紙８－２、９－２）を作成してもらったので、大変理解がしやすかった。

副委員長 ・同じく、説明資料として別紙８－２、９－２を整理したのは良いと思うが、整理の仕方はもう一度見直すべき。例えばそれぞれ最初に「１ 目的」とあるが、ここには整理を行った目的を記載すべき。他の項目は詳しい解説を行うために設けられているが、「１ 目的」は他とはレベル感が異なる。

- 外部有識者 ・別紙８－２（一定の公職等にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱い）の「３ 不正な働きかけとは」において、「職務上知りえた秘密」は、どのように規定するのか。
- 事務局 ・今回の事件のきっかけとなった、入札に関する秘密事項や、税の滞納・生活保護受給といった個人情報など、公務員としての守秘義務があると日ごろ認識しているような内容が該当。
- 外部有識者 ・抽象的にはそうなのかもしれないが、それぞれの部署が、業務内容の中で、何が秘密で何がそうでないのか、きちんと分けておく必要があるのではないか。
- 外部有識者 ・民間で契約書を作成する際も、秘密情報とは何かが常に問題となるなど、秘密事項の絞り込みは極めて重要。マニュアル作成の際には、何が秘密かということを、部署ごとに明確にしておくべき。
- 事務局 ・総務部において全所管の秘密情報を網羅的に把握することは困難だが、各所管で秘密の範囲を整理することは必要。先ほど「職員の倫理向上」で説明した職員の集合研修において、自職場に適合したマニュアルづくりを想定しているため、秘密情報の確認もその中に盛り込むよう誘導。
- 委員 ・別紙８－２「４ 不当要求とは」について、過去には特定の団体からの不当要求があり、本区も「不当要求マニュアル」を整備しているが、議員など一定の公職にある者等から不当要求を受けることは極めて稀。暴力行為や恫喝といった行為は、すぐに警察への通報や退去命令を行うべきもので、規程に不当要求を盛り込む必要までは無いのでは。
- 事務局 ・職員より立場の強い議員から、かなり強い調子で意見されたり、面会を断れなかったりということは可能性として無いとはいえない。また、SNSで誹謗や中傷が行われるケースも想定。不当要求の規定は残したいが、確かに暴力行為・長時間の居座りといった行為はほとんど無いと思われるため、該当する行為につい

ては、今後精査。

- ・報道などによれば、国会議員や地方自治体議員が職員に対する暴力行為や恫喝で検挙されるケースが少ないとはいえ存在。こうした事実を受け、国や他自治体の規程に、不当要求が盛り込まれているものとする。本区ではなかなか想像し難い状況ではあるが、全国的な実態を踏まえて不当要求についても規定。

- 外部有識者
- ・別紙８－２「５ 不正な働きかけを受けたとき」に関連して、規程（別紙８－１）の第３条、職員の責務及び対応の第８項に、不正な働きかけ等に該当する要求があっても、適切な対応を行っていないものと思われるときは、総務部長に通報することができる」とあるが、誰が何を報告するのかが若干明確でない。不当な働きかけを受けた職員が上司に相談したが、上司が総務部長に報告してくれない場合に、通報を行えるという趣旨か。

- 事務局
- ・パターンはいくつかあるが、質問のように、相談を受けた上司が総務部長に報告しない場合は、相談をした職員本人のほか、それを見ていた他の職員も通報が可能。そのほか、不正な働きかけを受けていても上司へ相談しない職員がいた場合、周りの職員が、総務部長に通報できるといったケースも想定。

- 外部有識者
- ・条文がややこしくなってしまうかもしれないが、今の回答のようなことが明確に書かれるとよい。

- 副委員長
- ・「５ 不正な働きかけを受けたとき」は非常に重要な内容であるものの、資料ではレベル感や流れがうまく整理できていない。上から矢印で流れが記載されているが、本来はフローチャートにすべきであり、こうであれば右、こうであれば左といった風に記載すれば、もっと分かりやすくなる。
 - ・若い職員にとっては、判断すること自体が難しいのでは。例えば「不正な働きかけ等と思われる場合」とあるが、これもすでに判断を行っているということ。判断をしたうえで、内容を記録し、開示される可能性がある」と議員等に伝えるというのは、非常にハードルが高い。一度回答せずに持ち帰って、上司に相談するという流れでなければ、組織的な対応とならない。明確にするという趣旨でこの資料を作成するのであれば、フローチャートを

しっかりと整備しないと、職員は動きづらい。

- 委員長代理
- ・いまの副委員長の意見は、職員からも同様の反応が想定される。すべてのパターンを網羅することは困難だが、分かりやすく、誤解の生じないようにフローチャートの整理を願う。
- 委 員
- ・「6 相手方への回答」について、明確には回答をしないというケースも実際にはあると考えるが、あえて「書面または口頭で行う」と規定した理由は。
- 事 務 局
- ・回答をしないという対応の仕方もあるとは思いますが、何回も同じことを繰り返される可能性を踏まえると、当該行為が不正な働きかけ等に該当することを書面や口頭で、明確に伝えたした方がよいと考えたため。
- 外部有識者
- ・働きかけと回答の方法には、メールもあるのでは。
- 事 務 局
- ・メールも可能性としてはあるが、恐らく稀なケース。
- 外部有識者
- ・別紙9-2（利害関係者との接触に関する取扱い）の「1 目的」は、主語を明確にするため、「区の職員が、利害関係者と接触する際に、その行為が職務遂行の公正に対する区民の信頼を損ねるおそれのある行為であるか否かを判断する際の拠り所とするため」と改めてはどうか。
- 外部有識者
- ・別紙9-2「2 利害関係者」について、行政指導を受ける団体とは、どのようなものが当てはまるのか。町会などが対象か。
- 事 務 局
- ・行政指導が最も多い部署は保健所。そのほか、マンションを建築する際の事業者への指導などを想定。町会・自治会などは、指導というより補助金等交付で区との利害関係が発生。
 - ・行政指導を文言の中に入れたのは、本来ならきちんと指導を行うべきところを、指導を回避するよう要請される可能性があるなど、利害関係が存在するため。
- 委 員
- ・別紙9-2「3 禁止行為」の列挙が多岐にわたっており、色々

な人との会食の機会がある中で、相手が利害関係者かそうでないかという判断は非常に難しい。税・保険料の賦課や業務委託などまで含めると、ほとんどの区民が利害関係者に該当してしまうなど、慎重に検討が必要。

- 委員
- ・「3 禁止行為」のうち、供応接待などはどのような団体が相手でも控えるべきと考えるが、利害関係者の対象がかなり広いので、友人・知人が区の契約の受注者ということも出てくる。こうした場合も一切会食ができないというのは、厳しすぎる印象。職員が従事している職務や権限とは関係ない限りにおいては、会食などをしても、これまで問題とはされていなかったはずであり、そうした点が上手く書き表されるとよい。
- 事務局
- ・個人的友人関係等で、職務に関係ない場合については、「5 禁止行為の例外 II」に記載しており、他の自治体も同様の規定あり。どこからが許容されて、どこからか駄目かといった線引きは非常に困難だが、条文に定めるとこのような記載となる。
- 外部有識者
- ・「3 禁止行為」について、職員が区民の方と接するときにあれもこれも駄目となってしまうと、良好な関係が築きにくくなるという懸念は理解できる。しかし、収賄や汚職は、金銭や物的サービスを含む利益の供与を受けることが問題。担当職務と関係ない行為は禁止する必要はないというのはもっともだが、刑法においては、その職務に関して利益供与を受けた場合に収賄罪に該当すると定められており、「その職務」は、現在担当している職務に加え、将来担当する可能性のある職務も含むと判例では解釈。担当職務だけに絞ってしまうのは、狭いということになる。
- 外部有識者
- ・別紙9-2「4 禁止行為の例外 I」において、地域活動団体の定義が非常に曖昧で、判断が困難。こうした団体の方々が利害関係者にどの段階で該当するか分からず、この方達だけ会食等の付き合いが可能であるというのは、結果として差別にも繋がりがねない。「5 禁止行為の例外 II」でカバーできるのであれば、「禁止行為の例外 I」は思い切って無くしてもよいのでは。
- 副委員長
- ・別紙9-2「禁止行為の例外」も、職場によって異なると考えら

れるため、各課において整理し、具体的な事例を明文化しておくべき。

- 委員
- ・ 利害関係者との接触に関する指針は、今回初めて案が示されたものであるが、今回の事件とこの指針との関係性が上手く理解できない。今回の事件で区の職員は賄賂を受け取っておらず、議員からの圧力により、やむなく秘密を漏らしてしまったということである。こうした状況下で、この指針を策定することには違和感があり、唐突に出てきたという印象。
 - ・ 指針の内容も、禁止行為を挙げて、反する行為を行ったときは懲戒処分、また、禁止行為を見た職員は通報を行うよう規定するなど、職員を信頼していない条文に受け取れる。今回の事件とは直接的な関係が無いにも関わらず、この指針を必要とする理由は。
- 事務局
- ・ 管理職アンケートでも、業者との関わりで情報提供を求められたり、威圧的な働きかけを受けたとの回答は、議員との関わりに比べて少なかったが、ゼロではない。また、今後、将来的に業者との関わりにおいて不祥事が起こる可能性も見据え、指針を策定。
 - ・ いままで明文化されていなかったものを明確にするということで、職員からのハレーションは予想されるが、他の自治体と比較しても決して厳しい内容のものではない。この事件を契機に、あった方がよいものとして事務局としては指針案を準備。
- 委員
- ・ 事務局の説明のとおりで、今回起こった汚職事件に対して、何に対応すればよいのかという中で出てきた課題のひとつが、職員倫理の向上。先の本委員会で、この事件が職員の倫理観の問題で起こったのかという議論もあったが、やはりこうした事件が起こった以上は、職員全体で、あらためて我々が課せられている義務がどのようなものなのかを整理しておく必要がある。
 - ・ 明文化することによって反響はあるかもしれないが、本来、これらは我々が理解しているべき内容を、文字に起こしただけで、利益供与を受けてはいけないというのは、当たり前の話。「3 禁止行為」に列記されている内容は、私としては疑義がない。例外もどこまで書き込めるかという問題はあるが、その前提となる判断基準は、区民から疑念を抱かれないということ。

- ・受け止め方が人によって異なってしまうと、指針の意味がなくなってしまうため、外部有識者や委員の知恵を借りながら、整理を行っていくべき。

- 委員長代理
- ・報道などでは、利害関係者から自治体職員が賄賂を受け取った事件も実際に散見されており、様々なケースを想定した対応が必要。原則に従った形で指針を定め、例外をどのように整理していくのが課題。
 - ・一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱いと、利害関係者との接触に関する取扱いについては、あらためて事務局で整理を。また、外部有識者と委員の方々には、本日の議論に限らず、お気づきの点や意見等について、事務局へお寄せいただくようお願い。

- 委員長代理
- ・次に、資料2の「9 外部有識者からの意見」から巻末までについて、事務局から説明願う。

- 事務局
- (資料2・14～18ページに沿って説明)
- ・14ページから16ページにかけては、「9 外部有識者からの意見」を掲載予定のため、各外部有識者に執筆を依頼。
 - ・報告書の巻末には、管理職アンケートの調査結果や課題整理シート、各要綱や規程・指針、本委員会の議事概要などを掲載予定。

【 議題3 】 その他

- 委員長代理
- ・事務局から報告等があるか。

- 事務局
- ・次回の第6回委員会は3月8日に開催予定。報告書の完成に向けて検討を行う予定。

- 委員長代理
- ・以上で第5回の委員会を終了する。

第6回江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会

会 議 概 要

【 日 時 】

令和5年3月8日（水） 9時00分～9時50分

【 場 所 】

江東区役所本庁舎7階 第74会議室

【 出席者 】

委員長代理 総務部を担任する副区長以外の副区長
副委員長 教育長
委員 政策経営部長、総務部長、政策経営部企画課長、
総務部総務課長、総務部職員課長、総務部経理課長
外部有識者 3名

（事務局 総務部総務課、総務部職員課、総務部経理課）

【 議 題 】

- 1 防止策の検討について
- 2 その他

【 資 料 】

- 資料1-1 一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程（案）
- 資料1-2 一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程（案）【A3版】
- 資料1-3 不正な働きかけ等を受けたときのフロー図
- 資料2-1 利害関係者との接触に関する指針（案）
- 資料2-2 利害関係者との接触に関する指針（案）【A3版】

議 事 要 旨

- 委員長代理
- ・これより第6回の委員会を開会する。
 - ・専門的な視点からご指摘をいただくため、今回も外部有識者の先生方が出席。

【 議題 1 】防止策の検討について

- 委員長代理
- ・まず、「一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程(案)」について、事務局より変更点を中心に説明願う。

- 事務局
- (資料1-1、1-2、1-3に沿って説明)
- ・前回の委員会でいただいた意見・指摘を踏まえ資料を修正。内容を変更した部分と、記載方法を改めた部分を中心に説明。
 - ・区議会や部長級職員に規程案の説明を行った際の意見を受け、第2条(1)「一定の公職にある者等」に、江東区行政委員会の委員を追加。
 - ・区議会からは、第2条(4)「不正な働きかけ」のアからウに「正当な理由なく」とあるのは、どのようなケースが該当するのか、議員と管理職との間に認識の差が生じないように、明らかにしてほしいとの意見があり、今後事例集を作成していく考え。
 - ・第3条「職員の責務および対応」においては、前回の委員会での意見を踏まえ、具体的なフロー図を作成。不正な働きかけにあたるかどうか不明なときは、上司や総務部長に相談・協議を行い、該当すると判断した場合は、回答内容を記録し開示される可能性を説明。それでも要求が続く場合は、対応記録票を作成するという流れ。
 - ・不正な働きかけ等を受けた職員や報告を受け管理職等が適切な対応をしていない場合は他の職員が総務課に通報することと、再就職した元職員による現職職員への働きかけに関しては、別途特別区人事委員会に届け出が必要となる場合があることを、フロー図欄外に追記。
 - ・万が一不正な働きかけがあった場合は、規程に沿った対応が必要だが、第3条に記載のとおり、職員は、職務の遂行に当たっては、法令遵守の姿勢を堅持するものとし、議員等の提言・要望に対しては、誠実かつ公正に対応するということが大前提。

- ・事務局としては、今回の提示内容で完成としたい。

外部有識者

- ・第2条(4)の不正な働きかけのうち「正当な理由なく」という部分に疑義があるので、事例集を作成するとの説明であったが、正当な理由というのは、法の趣旨に合致しているかどうかというのが本来の考え方。一定の公職にある者等が守るべき法の趣旨は、公平な行政サービスを提供することであると考えるので、区民に対して公平な行政サービスを提供するという趣旨から働きかけが行われているかを判断基準とし、そうした指針を示せると良い。

委員長代理

- ・部長級職員への説明でも、「正当な理由」とは何かといった議論が出た。法律で禁止されているようなことは絶対に駄目だが、明確に法に規定されていない、いわゆるグレーな部分については、法の趣旨に則って判断していくべき。

事務局

- ・区議会議員への説明においても、法律に触れるようなことは当然駄目だと分かるが、日常的に区民や業者から寄せられる要望を、どこまで職員に働きかけてよいのかといった声があった。
- ・例えば、議員が業者から、取扱商品を区で導入してほしいと要望された場合に、業者の商品説明を聞いてあげて欲しいと所管の課長が依頼されるケースは結構ある。話を聞くだけなら問題は無いが、「商品をどうしても購入して欲しい」などと、議員も同席の上で話をされると、職員としては、何か便宜を図らないといけないのかといった受け止めになる。一方で議員としては、区民の生活を向上させる意図で商品を紹介しているのに「正当な理由がない」と判断されるのは厳しいという意見があった。こうしたグレーとも言える部分について、ルールを決めて欲しいというのが区議会の要望。

外部有識者

- ・いま説明があった例は、公平な行政サービスの提供という法の趣旨からすると、特定の業者だけを利することはよろしくないもので、区民全体にとって良いことが公平な行政サービスであるという大きな指針を持って、具体的な事例を判断していく必要がある。

- 委員長代理
- ・これから事例集の作成に取り組むが、はじめからすべての事例を網羅するのは難しく、今後発生する事例を、判例のように積み上げていく必要もある。事務局だけで取り組むのではなく、各部からも事例を出してもらい、作成を進めていく。
- 外部有識者
- ・条文に「正当な理由がなく」という文言が仮に無くても、その後ろに「有利または不利な取扱いを求める行為」などと、行ってはいけない内容が記載されているのだから、特別議論になるようなこうした表現は削除しても良い。「正当な理由がなく」というのは当たり前のこと。
- 副委員長
- ・外部有識者の意見のとおりで、「正当な理由がなく」との文言があることで、かえって運用に支障が出たり、区は甘いのではないかといった批判を受けたりともしかねない。区が特定の者に有利または不利な取扱いをすることに、正当な理由は見当たらないと思う。
- 事務局
- ・「正当な理由がなく」の文言は、他の自治体の規程にも入っていることから記載をしたが、いま出た意見も踏まえ、削除することも含めて対応を検討。
- 副委員長
- ・フロー図の中に、「回答（原則文書）内容を記録し、開示される可能性を説明」とあるが、これは対応記録票のみが開示される可能性があるという意味か。今後、この防止策の検討に関心を寄せている区民等から、不正な働きかけに関する文書すべての開示請求があることも十分想定されるが、公文書についてはすべて開示対象のはずであり、対応記録票以外は開示しなくてもよいといった誤解を招くおそれがある。
- 事務局
- ・開示される可能性のある文書として、対応記録票を想定してフロー図を作成したが、回答文書なども公文書に該当するため、開示請求があった場合は公開が必要。
 - ・回答については原則文書とあるが、場合によっては口頭ですぐ断り、回答文書を作成しないとといったケースもあり得る。口頭での断りが続いた場合に、このままでは対応記録票を作成し、その記録票が開示される場合があるということを伝える必要がある

という趣旨で、フロー図には説明を入れた。

- 外部有識者
- ・フロー図をあらためて見ると、「不正な働きかけ等にあたらぬ」と最終的に判断した場合は、記録票を作成せず、口頭で回答することとしているが、相談や協議を行ったものについては、その後も職員が判断に迷う事例だと考えるので、将来に向け、何らかの形で記録されるとよいのでは。運用面でカバーできればよいが、あえて記録を残さないこととしたのか。
- 事務局
- ・課長から部長に相談する場面、部長から総務部長に協議する場面で、報告文書やメモ等はフロー図には記載していない。
- 外部有識者
- ・内部文書によって記録を残し、事例を積み重ねていくことも重要。
- 副委員長
- ・区長や副区長から不正な働きかけを受けたケースであっても、フロー図上は「区長・副区長に報告」という流れになっているが、万が一実際に働きかけが発生した場合は、別の窓口への報告を検討した方がよい。
- 委員長代理
- ・次に、「利害関係者との接触に関する指針（案）」について、事務局から説明願う。
- 事務局
- （資料 2-1、2-2 に沿って説明）
- ・前回の委員会で示した内容と大きな変更点はなく、見出しを条文と合わせるなど資料を若干修正。
 - ・一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程と同様、部長級職員への説明を行ったところ、「2 禁止行為」についての具体的な事例と、「3 禁止行為の例外」における「事前に上司の承認を得て行う場合」の具体例を示してほしいとの意見が出たため、こちらについても事例集を作成し、具体的な事例を積み重ねていく必要がある。
- 委員長代理
- ・事例集の作成にあたり、どのような事例があるのか、各部からも提出してもらい、検討を行う必要がある。

- 外部有識者
- ・「2 禁止行為」や「3 禁止行為の例外」については、今後色々な事例を収集し、見直しや選別の作業を重ねていくという前提であれば、資料のとおり表現でまずは良いと考える。
- 事務局
- ・大枠の事例は初めからある程度示しておく考え。今後、各部から質問や相談が随時寄せられると想定されるため、見直しを重ねながら、事例集を育てていく。
- 委員長代理
- ・各部がこれまでの状況も踏まえて、一次的には判断を行う必要があると思うが、心配な事例もあると思うので、事例集を積み上げていくことで、全庁的な観点からアドバイスを行っていると良い。
- 委員長代理
- ・これまで不正行為等防止策を本委員会において検討してきたが、本年度中にその結果を報告書としてまとめていく。
 - ・以上で第6回の委員会を終了する。

第7回江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会

会 議 概 要

【 日 時 】

令和5年3月28日（火） 9時00分～9時40分

【 場 所 】

江東区役所本庁舎7階 第71会議室

【 出席者 】

委員長代理 総務部を担任する副区長以外の副区長
副委員長 教育長
委員 政策経営部長、総務部長、政策経営部企画課長、
総務部総務課長、総務部職員課長、総務部経理課長
外部有識者 3名

（事務局 総務部総務課、総務部職員課、総務部経理課）

【 議 題 】

- 1 防止策の検討について
- 2 江東区契約にかかる不正行為等防止検討報告書（案）について
- 3 その他

【 資 料 】

- 資料1 希望型指名競争入札（令和5年度準備契約）の実施状況について
- 資料2-1 一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程（案）
- 資料2-2 一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程（案）【A3版】
- 資料3 江東区契約にかかる不正行為等防止検討報告書（案）

議 事 要 旨

- 委員長代理
- ・これより第7回の委員会を開会する。
 - ・専門的な視点からご指摘をいただくため、今回も外部有識者の先生方が出席。

【 議題 1 】 防止策の検討について

- 委員長代理
- ・まず、「希望型指名競争入札（令和5年度準備契約）の実施状況について」、事務局より報告願う。

- 事務局
- （資料1に沿って説明）
- ・令和5年度準備契約から委託業務契約の一部を対象に導入した、希望型指名競争入札の公募件数は83件。そのうち、公募時に予定価格を公表した案件が6件。
 - ・令和4年12月末に準備契約事務を開始し、公募・締切、指名業者選定委員会における指名業者の決定などを経て、3月上旬までに落札業者がほぼ決定。
 - ・落札結果の公表は4月以降に行うため、個別の案件について具体的に述べることは差し控えるが、来年度の公募に向けては、より分かりやすい公募資料の作成や、公募要件の見直しの要否、事務の効率化などが課題。今後さらに落札結果や効果の検証を進めていく。

- 外部有識者
- ・20者以上の申込があった案件も複数あるとの説明があったが、落札率に明らかな変化はあったのか。
 - ・申込が4者未満という案件については、昨年度まではどのような状況であったか。

- 事務局
- ・ほとんどの案件で予定価格を公表していないため、個別案件の落札率を明らかにすることはできないが、全体的な傾向として、昨年度までの指名競争入札と比べ落札率は低下しており、競争性が向上したと認識している。
 - ・申込が4者未満の案件は、昨年度までは指名競争入札であったため、予定価格の規模に応じて区が指名を行っていたが、辞退が多かったもの。今後は、公募要件の見直し等が課題。

- 委員長代理 ・ 今回の準備契約で初めて希望型指名競争入札を導入したが、落札率が低下した一方で、履行における品質やサービスの確保が課題。事業課と経理課が連携して、仕様書に則った業務が確実に履行されるか、確認していくことが必要。
- 委員長代理 ・ 次に、「一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程(案)」について、変更点を中心に事務局より説明願う。
- 事務局 (資料2-1、2-2に沿って説明)
- 事務局 ・ 第2条(4)「不正な働きかけ」のア～ウについて、前回の委員会での意見を踏まえ、「正当な理由なく」という文言を削除。
- 外部有識者 ・ 第2条(4)「不正な働きかけ」のキに「職務上知り得た秘密を漏らすよう求める行為」とあるが、表現に違和感があるため、「職務上知り得た秘匿すべき情報の提供を求める行為」といった文言にあらためた方がよい。
- 外部有識者 ・ 対応記録票については、要求を受けた職員の報告を聞いて、課が作成するのではないか。規程の第6条では、「不正な働きかけを受けた職員は、記録票を作成後、当該記録票の写しを速やかに総務部長に提出しなければならない。」とあり、個人と組織の対応が被ってしまっている。
- 事務局 ・ 「職務上知り得た秘密を漏らすよう求める行為」の文言については、ただいまの意見を踏まえ、表現を変更することを検討。
- 事務局 ・ 記録票については、働きかけを受けた管理職が作成し、要求を受けた所管課が原本を、総務課が写しを保管するというイメージ。
- 外部有識者 ・ 職員自身は通報を行えば良いのであって、記録票の作成は組織として対応するという手順にすべき。
- 委員長代理 ・ 記録票はあくまで組織として作成するということだと思うので、誤解が生じることのないよう、必要に応じて規程の表現を改めるとよい。

【 議題2 】 江東区契約にかかる不正行為等防止検討報告書(案)について

- 事務局 (資料3に沿って説明)
- ・資料3を本編として、本委員会の設置要綱や取組概要、管理職へのアンケート結果、課題検討シート、要綱・規程なども報告書には盛り込む予定。
 - ・「3 事件の概要」については、元区議会議員の公判が未だ開かれていないことから、株式会社アクト元代表取締役の公判で示された公訴事実等を記載。
 - ・「9 外部有識者からの意見」として、3名の外部有識者からいただいた意見を掲載。
 - ・本日いただいた意見を受け、若干の修正を行ったのち、報告書を完成させたい。
- 委員長代理
- ・「9 外部有識者からの意見」を拝見して、本委員会での検討結果をもとに、区政に対する信頼確保を図り、不正防止にしっかりと生かしていかななくてはいけないと感じている。

【 議題3 】 その他

- 事務局
- ・実際の運用に向け、全庁的に事例集を作成していく予定。
 - ・この委員会については、昨年8月に第1回を開催し、第3回からは外部有識者の先生方にも出席いただき検討を進めてきたが、本日で最終回とさせていただく。
 - ・委員、外部有識者の皆様のおかげで、防止策の策定や報告書の作成を形にすることができた。年度途中で委員会を急遽設置したため、事務局に不手際な点もあったと思うが、ご協力いただき感謝申し上げます。
 - ・本委員会で策定した防止策は、今後運用していく中で、改善すべき点があれば随時見直しを行っていく。
- 委員長代理
- ・ただいま事務局より報告があったとおり、今回は最後の委員会となるが、外部有識者の先生方からコメントをいただきたいと思う。
- 外部有識者
- ・報告書に寄せられた外部有識者の意見は、表現は異なるものの

今後が大事という意味では、基本的に共通した主旨の内容となっていると思う。

- 短期間かつ状況もはっきりしない中で、防止策を検討していくことは大変な作業だったと思う。報告書の意見には、今回の取り組みが不正行為等防止のための第一歩であり、より真価が問われるのは、今後継続して自律的に体制を維持・管理していくことであると記載したが、今後も真摯な取組の継続を期待したい。
- 契約制度の見直しにおいて、第三者機関である入札監視委員会を令和5年度から設置することとしているが、外部有識者も交え、より具体的に検討するための場になるとよい。

外部有識者

- 本委員会に参加させてもらい、自分としても非常に勉強になった。本当に短期間で色々な検討を行い、良い資料ができたと感じている。委員会で策定した防止策を、今後より確実なものに育てていくことが重要であり、そうした取組をお願いしたい。

外部有識者

- 今回、短期間で色々な情報を集めながら、資料を綿密に準備された職員の方々に感謝を申し上げる。ぜひこれを契機として、このような問題が再発しないよう、実績を十分に確認しながら、常に見直しを行うなど、他自治体のモデルケースとなるような運用をお願いしたい。

委員長代理

- 本委員会で検討すべき事項については一定の整理が完了。外部有識者の先生方には、お忙しい中、熱心に議論や意見をいただき、お力添えにあらためて感謝申し上げます。
- これまで検討した内容を踏まえて、二度と今回のような不正行為を起こさないよう、全庁一丸となって取り組み、区民からの信頼確保に努める。さらに、引き続き区政の透明化・適正化を図り、不正防止に向けたゆまぬ取組を進めていく。
- 以上で第7回の委員会を終了する。

